

国士舘史学

第15号

(2011年3月)

(論文)

征韓論政変と大久保利通	勝田政治	1
陸軍衛生要員の育成と一年志願兵制度の創設	鈴木紀子	32

(研究ノート)

一九二〇年代における「国民外交」論 一言説に見る論理と知識人の役割	堀内暢行	54
『藤岡屋日記』における記述変化の考察	藤岡志保	67

〈考古・日本史学専攻研究室便り〉(2010年度)

〈卒業論文題目一覧〉(2010年度)

〈執筆者紹介〉

国士舘大学日本史学会

征韓論政変と大久保利通

勝田政治

はじめに

一八七三（明治六）年一〇月、西郷隆盛・板垣退助・副島種臣・江藤新平・後藤象二郎の五名の参議が明治政府を去った。征韓論政変である。政変の争点となったのが、朝鮮使節派遣問題であった。筆者はすでに、西郷隆盛の朝鮮使節派遣論は平和的・道義的交渉を行うというものではなく、使節派遣→朝鮮国拒否→開戦と最終的には戦争を期す征韓論（朝鮮国への武力行使論）であり、政変の歴史的意義は大久保利通の主導権掌握（大久保政権の成立）にとどまらず、民力養成論が国家目標として確定されたことにある、という評価を発表している。¹ 現在においても筆者は、この見解を修正していない。

本稿は、こうした見解を前提にして政変の事実の確定を試みようとするものである。政変のクライマックスは、一〇月一四・一五両日の閣議で西郷隆盛の朝鮮使節派遣が決定されたが、一八日に太政大臣三条実美の発病により閣議決定の上奏が遅れ、二〇日に右大臣岩倉具視が太政大臣代理に就任し、二三日に岩倉太政大臣代理が閣議決定とともに自己の反対論をも上奏すると西郷が辞表を提出し、二四日に明治天皇が岩倉の反対論を嘉納し、閣議決定の西郷使節派遣が中止されると、板垣・副島・江藤・後藤が辞表を提出する、というおよそ一〇日間である。

この一〇日間の渦中で大久保利通は、黒田清隆とともに閣議決定の西郷使節派遣を阻止する「秘策」を立案し実行している。この大久保による「秘策」が政変に至った最大

の要因であるが、その内容については本論で具体的に述べように、いくつかの解釈（説）が混在しているのが現状である。本稿の第一の課題は、「秘策」の内容を確定することである。タイトルを「征韓論政変と大久保利通」とした所以である。なお、朝鮮使節問題が議題となった閣議は、一〇月閣議も含めて三回開かれているが、その内容も不明なことが多い。また、三条実美は発病とともに辞表を提出しているが、その経緯・内容も必ずしも明らかにされていない。これらの確定も課題としたい。

ところで、政変の基礎的事実の解明に大きく貢献したが、未刊行史料を駆使した高橋秀直氏の研究²であった。本稿は、若くして故人となられた高橋氏の研究を、もう一度見直してみようとするものでもある。

一 朝鮮使節をめぐる閣議

1 留守政府の閣議

(一) 第一回閣議

朝鮮使節問題が留守政府の閣議に最初に登場するのは、朝鮮国釜山の大本日本公館（旧草梁倭館）駐在の外務省七等

出仕広津弘信が、一八七三（明治六）年五月三一日付で上野景範外務少輔に宛てた報告書³が契機となった。広津報告書は、日本人商人の密貿易を取り締まる掲示（朝鮮東萊府使の「伝令書」）が大日本公館の壁に貼り出され、そこには日本を「無法之国」とするような侮辱的表現があることを伝えるものであった。この報知を受けた外務省は、政府に朝鮮政策の審議を求め、正院に「議案」³が上程された。

この最初の閣議内容を伝える一次史料（議事録や議事内容を記した書簡等）は発見されていない。したがって、『岩倉公実記』や『自由党史』などの後年の編纂物でしか内容を窺うことはできない。それらの編纂物によれば、大略次のようになる。

閣議の出席者は、三条実美太政大臣以下、参議の西郷隆盛・板垣退助・大隈重信・大木喬任・江藤新平・後藤象二郎の七名である（岩倉使節団の副使大久保利通は、使節団一行に先立ち五月二六日に帰国していたが、参議でないことから出席資格はなかった）。そして、「議案」は次のように問題を提起している。今回の掲示が出されるようでは不慮の「暴挙」を受けるおそれがある。「国辱」にかかわる

ことから「人民保護」のため、まず陸軍と軍艦を遣わし、その後に使節を派遣して「談判」すべきである。この議案について、先ず板垣が居留民保護のため「一大隊の兵」を送り、その後に使節を派遣して「修交」の交渉をすべきであると主張した。これに対し西郷が反対し、「兵」ではなく使節を派遣すべきであり、自ら使節となることを提案した。板垣は自説を撤回して西郷案に同意し、江藤・後藤も賛成したが、決定にまでは至らなかった。

この閣議に関する問題を指摘していこう。第一は、開催時期である。『岩倉公実記』下（一九〇六年）や煙山專太郎『征韓論実相』（一九〇七年）は、開催日を記していない。時期を記しているのが、『西南記伝』上（一九〇八年）であり「明治六年六月」（原書房復刻版（以下同）、二九三頁）とし、『自由党史』上（一九一〇年）も「六年六月、廟議あり」（岩波文庫版（以下同）、六一頁）とし、宇田友猪『板垣退助君伝記』一（一九二四年、原書房、二〇〇九年）も「明治六年六月」（四九九頁）としている。『大西郷全集』三（一九二七年）の「年表」が「明治六年六月二二日」と期日を限定しているが、根拠となる出典は示されていない。

い。その後の編纂物で閣議の様相を記している『明治天皇紀』三（一九三三年）や丸山幹治『副島種臣伯』（一九三六年）および『伊藤博文伝』上（一九四三年）は、いずれも開催日を記していない。

近年の研究書では、毛利敏彦『明治六年政変』（中公新書、一九七九年）が「六月から七月」と推定し、姜範錫『征韓論政変』（サイマル出版会、一九九〇年）は、釜山の大本公館発信文書が東京外務省に到着する期間を調査して「二〇日間から一カ月」はかかることから、「六月二二日説」は論外であり、少なくとも七月に入ってからということになる（七頁）と指摘している。文書の到達期間を考えれば、六月下旬から七月となろう。その後の研究書も「六月から七月」と推定している。しかし、最近の松尾正人『木戸孝允』（吉川弘文館、二〇〇七年）は、「六月二二日の政府会議」（二六三頁）と明記している。また、落合弘樹『西郷隆盛と土族』（吉川弘文館、二〇〇五年）は「六月二日」（一八三頁）と記しているが、これは「六月二二日」の誤記と思われる。「六月二二日」説は、新たな論証を行わない限り説得力がない。「六月から七月」が妥当な時期であろう。

なお、「伝令書」は前述のように広津報告書によって外務省にもたらされたのだが、『征韓論実相』は広津ではなく、外務省六等出仕森山茂であるとす。同書は、「伝令書」の掲示された五月、森山が釜山に赴きこれ入手すると直ちに帰国して外務省に報告した、と記している（一八三頁）。森山とする記述は、『西南記伝』上や勝田孫彌『大久保利通伝』下（一九一一年）や『板垣退助君伝記』一および『副島種臣伯』にも見られる。広津報告書以前に森山が持ち込んだのであれば、閣議が六月に開催された可能性は否定できない。しかし、森山報知説も何ら確証は得られないものである。

第二は、閣議出席者である。『岩倉公実記』をはじめとする編纂物や研究書は、西郷を含む七名としている。ところが、高橋秀直「征韓論政変と朝鮮政策」『史林』七五―二、一九九二年）は、「閣議に西郷は出席していなかった模様」とし、「七月末」に閣議の議案を知って使節派遣論を主張したとしている（八三頁）。確かに西郷は、五月初め

から肥満症による体調不良で療養生活を送っている。六月二日には「胸痛」が激しいことから、三条太政大臣に閣議

欠席の書簡を出している⁵。弟の従道の別邸で療養し、六月六日には明治天皇が遣わした侍医の岩佐純と大学東校雇のホフマンの診察を受け、六月末にはようやく「快方」に向かった。しかし、依然「瀉薬」（下剤）を服用しなければならぬように、健康は回復していなかった⁶。

こうした健康問題から高橋氏は、西郷は閣議には出席しなかったとしているようであるが、欠席を明示する史料はあげられていない。編纂物はすべて西郷出席としており、『西南記伝』上は、「西郷隆盛、時に弟従道の別邸……に在りて病を養ひつつありしが、韓国問題に関する閣議の報に接し、以為らく『是れ国家の一大事なり』と。直に起て、登閣し、其議に参したり」（二九六頁）と特記している。『副島種臣伯』も従道別邸から「病を押して出席した」（みすず書房復刻版、二三五頁）と記している。欠席が論証されない限り、西郷は療養中であつたが「病を押して」閣議に出席して発言した、とするのが妥当であろう⁷。

（二）第二回閣議

第一回閣議後の七月二五日、清国出張中の外務卿副島種臣が横浜に着いた。副島帰国を待っていたかのように、療

養中の西郷は七月二十九日に板垣に朝鮮使節就任への強い希望を吐露し、閣議が開かれるようならば是非前日に知らせて欲しい旨を申し入れている。⁸

西郷はその後、閣議の開催を三条太政大臣に要求し、第二回閣議は八月一七日に開かれ、西郷を使節として朝鮮に派遣することが決定された。この閣議に関する問題点は決定された内容にあるが、それを検討する前に西郷は朝鮮使節を議題とする閣議に欠席していることを確認しておきたい。西郷は依然、体調不良であった。

西郷が閣議には出席しなかったことを、明確に指摘したのが高橋秀直「征韓論政変と朝鮮政策」である。高橋氏は、閣議後の八月一九日付板垣宛西郷書簡を論拠としている。

閣議前後の他の書簡も含め、西郷の欠席を確認している。閣議当日の八月一七日、西郷は板垣に書簡を送り、前日（一六日）の三条との会谈内容を報告している。⁹ この会谈で西郷が持論の朝鮮使節派遣論を三条に「御迫り申し上げ」と、三条は「至極尤も」として「今日は参議中へ御談じの上、何分返答致すべき」と答えている。これによれば、西郷の「御迫り」という強要により、三条が一七日（今

日）の閣議を招集することになったようである。そこで、西郷は板垣に対して「今日」の閣議に出席して、使節派遣を決定するよう要望し、次のように述べる。

此の上は先生方御決定の議論相立ち候わば、決つて行われ申すべき儀と相樂しみ居り申し候間、何卒宜敷様御願ひ申し上げ候。

このように西郷は閣議当日、体調不良で出席できないことから板垣等に尽力を依頼し、自宅で朗報を待っていることを告げているのである。

西郷は、閣議の結果を翌一八日に三条から聞いている。そして、一九日には板垣に使節派遣決定の礼状を送つて、次のように述べる。

昨日は参上仕り候処、御他出にて御礼も申し上げず、実に先生の御陰を以て快然たる心持ち始めて生じ申し候。病も頓に平癒、条公の御殿より先生の御宅迄飛んで参り候仕合、足も軽く覚え申し候。もふは横棒の憂いもこれある間敷、生涯の愉快此の事に御座候。¹⁰

昨日（一八日）、「条公の御殿」（三条邸）から、礼を言うために「先生」（板垣）を訪ねたが、留守であったと記

している。すなわち、西郷は閣議を欠席したことから、先ず三条邸に行つてその決定事項（西郷の使節派遣）を聞き、「快然たる心持」となり札を述べるために板垣を訪ねたのである。

なお、編纂書のなかでは『板垣退助君伝記』一が、「十七日の閣議には西郷は療養の爲め、自邸に引籠り」（五一六頁）、と西郷欠席を明記している。そして、『征韓論実相』は、「十八日、三條は西郷を己の邸に招きて之を伝へ」（二〇五頁）、と三條が閣議結果を知らせたことを記している。閣議出席者は、三条実美太政大臣以下、参議の板垣退助・大隈重信・大木喬任・江藤新平・後藤象二郎の六名である

それでは、西郷欠席の閣議で決定した内容とは、どのようなものであつたのであろうか。三條は九月一日、西郷に再度決定内容を伝える書簡を送り、次のように述べている。

使節被遣候儀ハ内決相成尤重大事件ニ付大使帰朝之上
其見込等尚御詢謀相成其上ニテ決定発表有之候而可然
評議致候……右ハ先日及演舌候得共猶爲念申進候¹⁾

閣議では朝鮮使節派遣を「内決」したが、重大事項であることから岩倉帰国後に再評議（尚御詢謀相成）して「決

定」し「発表」することを「評議」した、と三條は記している。この三條書簡によれば、閣議決定とは使節派遣を「内決」し、岩倉帰国後に再評議して「決定発表」することになった、というものである。朝鮮使節派遣という重要事項であることから、岩倉帰国後に正式決定するということは、留守政府での当然の結論であろう。そして、三條はこの旨を前述のように西郷に「演舌」したのであつた。三條は、一九日に箱根の行在所に出向き、二三日まで滞在して閣議決定を上奏し、天皇はこれを裁可した。

これらの経緯は、『征韓論実相』が「十七日の閣議は忽にして円滑に決定せられ、西郷を以て大使となすべく、但し其発表は岩倉一行の帰朝を俟て之を行ふべきこととし……（三條は）箱根の行在所に赴きて之を奏上し、以て主上の内裁を得たり」（二〇五頁）と記しており、その後の編纂物も同様の記述を行っている。『西南記伝』上の「西郷を以て遣韓大使と為すべく、其発表は、岩倉大使の帰朝を俟て之を行ふべきに決定したり……三條首相、自ら箱根に赴きて、閣議の結果を奏上せしに、天皇之を嘉納させ給ひ」（三〇六頁）、『自由党史』上の「西郷を以て遣韓大使

と爲し、其発表は岩倉の帰朝を俟て之を行ふことは……閣議に於て、衆参議一人の異議なく、確定議となり……三條は廟議の結果を齎らし、函根の行在所に赴き奏上する所ありしに、天皇之を嘉納させ給ふ」（六九頁）などである。

この決定内容と天皇の対応について異なる記述をしているのが、『岩倉公実記』下である。同書は、閣議決定は使節派遣のみとし（岩倉帰国後の再評議による「決定発表」は含まない）、三條がこの「議」を奏上して「宸断」を仰いだところ、天皇は「西郷ヲ使節トシテ朝鮮国ニ差遣スルノ事ハ宜ク岩倉カ帰朝ノ日ヲ待チ岩倉ト之ヲ熟議シテ以テ奏スヘシ而ル後ニ朕之ヲ裁断セン」という勅旨を与えた、と記している（五〇頁）。これによれば、天皇が岩倉帰国後に使節派遣を「熟議」し奏上せよと命じたことになっている。すなわち、岩倉帰国後の再評議は、天皇の意思により初めて登場したことになる。『明治天皇紀』三も『岩倉公実記』を典拠として、十七日の閣議で「朝鮮国に使節を差遣することに決」し、三條が閣議決定の聖断を仰ぐと「勅して曰く、西郷を使節として朝鮮国に差遣する事は、宜しく岩倉の帰朝を待ちて相熟議し、更に奏聞すべし」と答え

たと記している（一一八―一一九頁）。

その後の研究書は、『岩倉公実記』や『明治天皇紀』に依拠するようになる。井上清『西郷隆盛』下（中公新書、一九七〇年）は、「三條太政大臣は箱根に行き、避暑中の天皇に、一七日の閣議の決定を報告して裁可を得た。ただし発令は岩倉大使の帰国後とした」（一八五頁）と記している。毛利敏彦『明治六年政変』も、「三條は、閣議の翌々十九日、西郷派遣の決定を箱根宮ノ下行在所に避暑中の天皇に上奏した。天皇は了承したが、その件は遣外大使岩倉具視の帰朝を待つて熟議しさらに奏聞すべしと付け加えたという」（二一六頁）と記述する。こうした解釈に異をとなえたのが、高橋秀直「征韓論政変と朝鮮政策」である。高橋氏は、前掲の九月一日付西郷宛三条書簡を論拠とし、岩倉帰国後の再評議は閣議決定に含まれていたことを主張した。しかし、最近の落合弘樹『西郷隆盛と土族』（二〇〇五年）が、「二七日の閣議で、西郷の朝鮮派遣が決定し、三条は一九日に箱根で避暑中の明治天皇に上奏したが、天皇は「宜く岩倉の帰朝の日を待ちて相熟議し、更に奏すべし」と、岩倉の帰国後に再評議を行なうように命じている」

(二八五頁)と述べるように、天皇の意向を重んじる見解が依然として存在している。

また、諸 洪一「明治六年の征韓論争と西郷隆盛」(『日本歴史』六五五、二〇〇二年)は、再評議は「勅旨」で命じられたものであり、閣議決定には含まれていないという、『岩倉公実記』に依拠して論を展開しているので検討しておこう。諸氏は、西郷書簡の背景に閣議決定(使節派遣)と「勅旨」(再評議)の「食い違い」を指摘する。すなわち、一九日付板垣宛書簡と二三日付板垣宛書簡をあげ、前者は閣議決定、後者は勅旨の反応を示すものであるとする。一九日書簡での西郷の喜びは「閣議決定事項が一点の曇りなく大満足であったことの証」(八一頁)であるが、二三日書簡で「無理に死を促し候との説は、跡以て必ず起こり申すべく……戦いを逃し候策を廻らし候儀、必定の事と存じ候に付、先生は御動き下され間敷¹²、と板垣に要請しているような「今後予想される反対派の動きと取るべき対応策」を述べているのは、「意外な「勅旨」を受けての反応」であると解釈している(八四頁)。そして、閣議決定と勅旨は「相矛盾している」とまで主張する(八八頁)。

事実を確認しておこう。『明治天皇紀』によれば、三条は一九日から二三日まで天皇の避暑先の箱根に滞在しており、勅旨はこの間に生まれ(勅旨が出された日は明記されていない)、三条は帰京後に西郷に伝えたことになっている(二一九頁)。したがって、三条の帰京は二四日となり、二三日には勅旨は西郷に伝わっていない。一九日書簡と二三日書簡は、どちらも勅旨を確認する以前の閣議決定を基にして西郷が書いたものとなる。

再評議は閣議決定に含まれており、閣議直後は使節派遣の「内決」に喜びを表し、その後再評議を考えて二三日書簡で「対応策」を西郷は述べたのである。何ら矛盾するものではない。諸論文は、閣議決定内容を明らかにした高橋論文の一〇年後に発表されている。高橋論文への論及が見られないのはどうしたことであろうか。

岩倉帰国後の再評議は閣議で決定されており、天皇が命じたものではなかった。『岩倉公実記』が挙げた勅旨も勘案すれば、天皇も再評議を強く支持したというのが事実であろう。

2 岩倉使節団帰國後の閣議

九月一三日、全權大使岩倉具視は副使伊藤博文・山口尚芳ら一行とともに横浜に着いた。八月閣議で「内決」され、岩倉帰國後の再評議が天皇の裁可を得ていた朝鮮使節問題が、再び閣議の議題に登場することになる。帰國直後の九月一五日、岩倉は三条太政大臣と今後の政治運営について協議し、「公論衆議」体制で諸問題を処理する必要性を確認し、三条は大久保利通の参議登用を打ち出した。¹⁵以後、大久保への参議就任要請が行われ、大久保は一〇月一二日に参議に就任した。そして、「公論衆議」体制から外務卿副島種臣も翌一三日に参議となった。

再評議の閣議である第三回閣議は、一〇月一四・一五日の両日にわたつて開かれた。大久保利通が朝鮮使節問題で初めて出席することになる。この閣議では、一四日が問題となる（一五日の閣議については、大久保がその内容を日記に遺している）。

議題は、「朝鮮使節御差立遅速一件」¹⁶とあるように、使節派遣の即行か延期である。出席者は、三条・岩倉以下、参議の西郷・大久保・大隈・板垣・副島・江藤・後藤・大

木の一〇名である（木戸孝允は病気で欠席）。『岩倉公実記』下によれば、岩倉が樺太における日露紛争問題を優先すべきことを理由に延期論を述べると、西郷が朝鮮問題は「皇威ノ隆殺國權ノ消長」に関係することから即行論を主張し、大久保・大隈・大木が岩倉に賛成し、板垣・後藤・副島・江藤が西郷を支持して論争となり、結論を得るには至らなかった（六五頁）。そして、閣議の推移については、一〇月二三日の岩倉上奏「口演ノ大要」¹⁷が次のように述べている。

本月一四日内閣ニ於テ朝鮮遣使ノ議ニ会ス三條太政大臣及具視ハ事ノ先後勢ノ緩急ヲ慮リ宜ク順序ヲ追フテ以テ可トスヘシ今俄ニ使臣ヲ發遣スヘカラスト論ス衆参議皆之ニ同意ス然ルニ西郷参議独リ速ニ使ヲ遣ルコトヲ主張ス大久保参議大隈参議大木参議ヲ除クノ外ハ議論稍ク動キ其事決セス

三条・岩倉が「今俄ニ使臣ヲ發遣スヘカラス」と延期論を主張すると、「衆参議皆之ニ同意」した。これに対し西郷が、「独リ」即行論を求めたことにより、大久保・大隈・大木以外の参議が「議論稍ク動キ」決定できなかった、と

最初は西郷以外の参議は延期論に「同意」したとある。最も強硬論を主張していた板垣も延期論を支持したというのである。

この閣議の様子について宮島誠一郎は、一〇月二五日に板垣を訪ねて次のような記録を遺している。

一時半板垣を訪面談……初め西郷等之征韓を論スル急ニ可伐旨切迫仍テ板垣等ハ目的ヲ立徐ニ可謀之論相別レそれでもヤハリ西郷破裂セハ内務モ不調寧ロ西郷と共に急撃スヘシト同論ナリ¹⁶

板垣は、「初め」は西郷が「征韓」を「切迫」して要求することに對し、「目的」を立てて「徐ニ可謀之論」を主張し、西郷とは「論」が「別れ」ていた、と語っている。征韓最強硬論者の板垣が西郷の「切迫」論に反対したのであれば、副島・江藤・後藤らも西郷に同意せずに、岩倉らの延期論に傾いたのであろう。とすれば、岩倉の西郷以外の「衆参議」が延期論に最初は同意したのは事実と考えられる。

それでは、何故板垣等は延期論に同意したのであろうか。その理由は、使節を派遣するためには「目的」を立てなけ

ればならない、という板垣の発言に求められる。板垣は、閣議前日の一〇月一三日、大久保に次のような提案を行っている。朝鮮使節問題は、西郷の一人身上に關係するが、「何様之御趣意ニ確定いたし候や」ということが重要である。については、閣議は先ず西郷を除いて「一定之論」を決定し、その後には西郷を加えて評議してはどうだろうか。この二段階閣議案に大久保も、「確乎たる御定見」を立てることが賛成して岩倉に申し入れている。¹⁷

板垣は、閣議前から使節派遣の「御趣意」を「確定」することを重要視しており、閣議でも先ず「御趣意」すなわち「目的」を定めることを主張したのであろう。板垣は、留守政府での第一回閣議以来の日朝開戦論者であり、使節派遣にあたっては開戦の「御趣意」・「目的」が重要と考え、それを「確定」するためには使節派遣の延期は妥協できるものであった。

したがって板垣は、「御趣意」よりも使節派遣即行を「切迫」して要求する西郷には同意できなかった。しかし、西郷があまりにも強硬に即行論を主張したことから、延期論に固執して西郷が「破裂」すれば、「内務」(内政)がまと

まらないことから、西郷とともに「急撃」することとなつたのである。閣議の行方を左右したのは西郷であつた。この点に関し、毛利敏彦『明治六年政変』は、「江藤の鋭い発言によつて、閣議の大勢は決したのではなからうか」（二八四頁）と述べている。江藤の発言よりは、西郷の「切迫」論によつて「大勢は決した」のであつた。

翌一五日の閣議、西郷は言うべきことは前日に言つたと欠席し、九名での会議となつた。大久保利通の日記によれば、延期論を主張したのは大久保のみであり、他の参議は西郷の即行論に賛成した（特に板垣と副島が積極的賛成）。そして、最終判断は三条・岩倉兩人に委ねられ、三条太政大臣の意向により西郷使節派遣が決定された。これに対し大久保は反対したが、他の参議は異存なく閣議は使節派遣即行論を了承した。そもそも、三条・岩倉兩名は延期論であつたが、最後の段階で変説したのが三条である。三条は閣議直後、岩倉に次のような弁明の書簡を送つてゐる。今日の閣議で「論ヲ変し」たことは「申訳無之」、大久保も「不平」と思うが、西郷の「進退ニ付而ハ不容易儀ト心配」したからである。三条を最終的に決断させたのは、やはり西

郷の「切迫」論であつた。そして、三条がこの閣議決定を上奏し天皇の裁可を得れば、西郷使節は正式に決定されることになる。

朝鮮使節派遣が閣議で「内決」された八月一七日、決定された一〇月一五日、西郷はいずれも欠席していた。西郷不在の閣議で西郷使節は決定されたのであつた。

二 「秘策」をめぐる

1 「秘策」の解釈

西郷の朝鮮使節派遣は、一〇月一五日の閣議で決定した。ここまでの主役は、西郷隆盛と三条実美であり、板垣と副島が脇役ということになる。その後、政変に至る過程で主役にのし上がるのが、大久保利通と岩倉具視である。

岩倉は一五日の閣議後、大久保に謝罪の書簡を送るとともに、大隈と伊藤にも書簡を送り、朝鮮使節問題には「苦慮」しているが、「ならぬ迄も人事の限り者尽し申し度事に而御座候」と使節派遣を中止させる決意を述べる。そして、翌一六日に三条が岩倉を訪ねると、岩倉は使節派遣の撤回を求めるが、三条が受け入れないことから、それならば西

郷を使節として派遣するにあたって「前途御方略懇々御評議」する必要があるのではないかと申し入れた。²¹ 岩倉は閣議決定の上奏を少しでも遅らせよう、と考えたのである。使節派遣から想定される日朝戦争の「方略」を「評議」する閣議を設ければ、上奏はその後になるからである。岩倉提案を三条は受け入れ、「方略」閣議は一七日に開かれることになった。

一七日、大久保と木戸が辞表を提出した。岩倉も三条に辞意とともに、病気を理由に閣議の欠席を届け出た。そこで三条は、閣議を明日の一八日に延期することを岩倉に通知し、上奏はまたも先送りとなった。

一七日の夜、辞意を告げられた三条は岩倉邸を訪ねた。岩倉は、三条との面談の様子を大隈に次のように報じている。三条が「断然決意不可動次第」を「談話」したので、「反対」しても「如何にも致方無之」と思い、「退職」することを決めて「相別れ」た。²² 岩倉と三条の決裂である。岩倉家から戻った三条は、深夜に西郷を呼び寄せて明け方まで話し込んでいる。西郷が帰った後の一八日早朝、三条は「昏睡」状態に陥り「人事不省」となった。²³

三条発病により一八日の閣議はまたも延期され、翌一九日の閣議（出席者は江藤・副島・大木・後藤）は午前九時から開かれ、岩倉具視を太政大臣代理とすることを決定し、即日宮内卿徳大寺実則が奏請した。²⁴

岩倉の太政大臣代理就任が閣議で決定・奏請された二九日、よく知られているように大久保は黒田清隆と「一ノ秘策」を協議する。²⁵ この「秘策」をめぐる、これまで四つの解釈（説）が提出されている。

（一）岩倉太政大臣代理就任工作

勝田孫彌『西郷隆盛伝』（一八九五年、マツノ書店復刻版二〇〇七年）は、「秘策」について次のように述べる。「岩倉に太政大臣の代理となり朝議を兼るべきの降勅あるに至りしが、此等の処置は実は大久保の発意に出で伊藤、西郷（従道）、黒田（清隆）、吉井等の計画になりたるものなり」（八五四頁）。

岩倉に太政大臣代理に就任させた、という解釈である。そして、これが以後の書物に継承されていく。『征韓論実相』の「大久保は亦今日の事、岩倉をして三條に代らしめ、以て一刀兩断の処置を施すより外に道なしとし……大小策

士、又命を承けて其間に奔走する所ありき」(二二五頁)、『西南記伝』上の「非征韓党の策士は、三條の疾病を機として、蹶起し……あらゆる方法手段を講じ、宮廷運動までも試みられたり。その結果として、岩倉は三條に代りて、首相の職を摂理することとは為りぬ」(四三九頁)、『大久保利通伝』下の「岩倉の邸に行幸あらせられ、起ちて三條に代り政務を見るべしとて左の勅語(太政大臣代理就任)を賜はりたり……岩倉は恭しく勅命を奉せり、之れ実に利通の発意に出て、黒田・吉井等をして斡旋せしめたるものなり」(一三九頁)。(的野半介『江藤南白』下(一九一四年、マツノ書店復刻版二〇〇六年)の「非征韓派に属する大隈、伊藤、黒田等が三條の疾病を機として岩倉、木戸、大久保の間に奔走して、大に画策する所ありしかば、岩倉等も之に由りて俄に沮喪したる意気を回復し、あらゆる方法手段を講じて、宮廷運動までも敢てしたるの結果、遂に天皇の三條、岩倉邸臨幸となり、茲に岩倉は三條に代りて、愈々首相の職を摂理することとはなりしなり」(二五四〜二五五頁)。

戦後の研究書もこの説を引き継ぐことになる。井上清『西郷隆盛』下は、「彼(大久保)は黒田に「秘策」をささげ

て宮内少輔吉井友実と何事か相談させた。翌二〇日、天皇は三条邸にのぞんで病を見舞い、ついで岩倉邸に行き、岩倉に太政大臣代理を命じた。何という「秘策」。「玉」をにぎる宮廷陰謀の極意である」(一九四〜一九五頁)と述べる。以後、毛利敏彦『明治六年政変』の「伊藤は……岩倉を太政大臣代理に着け、閣議決定を天皇に上奏する際に岩倉に独自の発言をさせて朝鮮使節を阻止するという非常手段を案出したのである……大久保は、腹心の開拓次官黒田清隆に「一の秘策」、つまり伊藤と同様の策を相談……伊藤の提案に触発されると「挽回」への意欲が急速に復活……「一の秘策」に賭けた……吉井をとおしての宮廷工作は奏功し、翌二十日岩倉に太政大臣代理に就任するよう勅命が下された」(一九四〜一九七頁)。田村貞雄「征韓論」政変の史料批判」(『歴史学研究』六一五、一九九一年)の「大久保は伊藤博文、大隈重信の協力を得て、「二ノ秘策」を推進した。すなわち発病した三条に代つて岩倉を太政大臣代理に任命し、太政大臣の権限を行使して閣議決定を空洞化させようとしたのである」(二五・六四頁)。最近では、伊藤之雄『明治天皇』(ミネルヴァ書房、二〇〇六年)も「大久

保と黒田との相談で、黒田から吉井、吉井から徳大寺へのルートで、岩倉を太政大臣代理に就任させるように、睦仁に助言する工作が行われたのであろう。この結果、二〇日の突然の岩倉邸行幸が行なわれ、岩倉が太政大臣代理に任じられたと考えられる……大久保らの計略に睦仁が乗ったにすぎない」(二四九頁)と述べている。また、松尾正人『木戸孝允』(二〇〇七年)も「天皇は二十日に三条と岩倉のもとに臨幸し、岩倉に太政大臣代理を命じた。それは大久保が黒田清隆を通じて宮内少輔吉井友実に働きかけた「秘策」である」(一六六頁)と記す。

(二) 三条辞表の事前内奏工作

(一) 説を最初に批判して独自の解釈を示したのが、姜範錫『征韓論政変』(一九九〇年)である。同書は、太政大臣が職務不能になれば右大臣(左大臣は欠員)が代理となることは、太政官職制により当然の措置であることから秘策の内容としては否定し、次のように主張する。「右大臣の岩倉が太政大臣の職務を代理するのは当然のなりゆき……自滅の危険を冒してまで「一ノ秘策」に訴えるまでもなかったはずである……天皇の「実美邸臨幸」は

一〇月一八、一九日の両日宮内省ですでに議論があったというから、秘策とは「臨幸」を工作すること自体ではない。一九日夜から二〇日にかけて秘策が施された後、「是の日」(二〇日)唐突に「其の命」(臨幸)があった。すると、秘策とは、まず未定であった臨幸を急に決定させる条件づくりであったと考えられる……一九日夜から翌二〇日早朝にかけて三条の辞表提出があったと天皇へ伝えられたのではないか……秘策の具体的な内容の第一は、三條の辞表を事前に内奏することであった……「秘策」とは何か。重病に陥った太政大臣が強く辞表を表明したと偽って内奏し、天皇がじかに状況を確かめ(臨幸)、即座に太政大臣摂行を指名することであったと推定される」(二二三〜二二四・二二九・二二八頁)。

三条邸行幸を決定させるために三条の辞表を事前(一九日夜から翌二〇日早朝)に内奏した、という解釈である。その後、この姜氏の説を継承した研究書は、管見においては確認できない。なお、毛利敏彦氏は「明治六年政変と征韓論問題」『明治維新の政治と権力』吉川弘文館、一九九二年)で、「一ノ秘策」の真相をあざやかに説明し

た第五章は本書（姜『征韓論政変』）の圧巻であり、史料を巧みに読みこなしして歴史を見事に再現した著者の力量には感服させられる」（四六頁）と評価しているが、その後の毛利氏の著作に姜説は継承されていない。

（三）宮内卿徳大寺実則の秘密上奏工作

（一）・（二）説とも史料の裏付けは乏しく、あくまでも推測の域を出るものではなかった。こうした研究状況で従来知られていなかった史料を基にして、新たな解釈を行ったのが、高橋秀直「征韓論政変の政治過程」（『史林』七六一五、一九九三年）である。同論文は、次のように述べる。「太政大臣代理の任命は当然……この任命は征韓派が大半をしめる閣議で正院章程通り決定したものであり（征韓派にとつても西郷遣使の速やかな裁可のためには代理の任命が必要である）、通説は成り立たない……「一ノ秘策」は大久保の意を受けた黒田が、吉井友実（宮内少輔）を通して徳大寺宮内卿に働きかけ実行したものであり、徳大寺をキーンとする何らかの宮中陰謀であったことは明らかである。この点より見てこの徳大寺の秘密上奏が「一ノ秘策」の内容であったと思われる」（七三頁）。

高橋氏は、岩倉太政大臣代理が閣議決定（即行論）と岩倉見解（延期論）の両方を上奏し、天皇の裁断によって即行論を葬り去るという方式を、大久保・岩倉らが考えついたとする。そして、一〇月二二日付岩倉宛徳大寺実則書簡を論拠として、天皇に延期論を採用させるため、両論上奏前に延期論のみ秘密に上奏した、という解釈を提示する。高橋説は、その後多くの研究者の支持を得ている。坂本多加雄『明治国家の建設』（中央公論新社、一九九九年）の「岩倉と大久保は「一ノ秘策」を胸に巻きかえしを図る……岩倉は、前もって宮内卿徳大寺実則を通して、自身の見解が裁可されるべく工作した後、二十三日、上奏に及んで、翌日、意図通り使節派遣延期の裁可が出た。岩倉と大久保は天皇への非正規的回路を設けて乗りきったわけである」（二六八〜二六九頁）。笠原英彦『大久保利通』（吉川弘文館、二〇〇五年）の「秘策とは……徳大寺を上手に説得して、閣議では否決された使節派遣延期論を先に上奏するしかない……秘策は成功し、天皇は使節派遣の延期を受け入れる」（一三五頁）。落合弘樹『西郷隆盛と土族』（二〇〇五年）の「大久保は黒田清隆らと協議を行ない、宮内卿徳大

寺実則に延期論にもとづく秘密上奏を行なわせ、同時に西郷らの参内を阻止するという「一の秘策」を構築する。黒田は吉井友実を動かして徳大寺の同意を獲得した。徳大寺は手筈どおりに秘密上奏を行なった」（二八九頁）。小川原正道『西南戦争』（中公新書、二〇〇七年）の「大久保は、いわゆる「一の秘策」をもって逆転を目指すことになった。

十九日に岩倉が三条の代行となることが決まったため、岩倉が上奏に際して閣議決定とともに自分の意見（派遣延期論）を述べ、後者が採用されるよう宮中仕事を働きかけたのである。黒田清隆を通じた大久保の意を受け、二十一日までに宮内卿の徳大寺実則が秘密上奏を行って天皇の支持を獲得する」（六〇七頁）。

（四）三条・岩倉邸行幸工作

（三）説に対し異論を唱えたのが、佐々木克『岩倉具視』（吉川弘文館、二〇〇六年）である。同書は、『明治天皇紀』三の「抑々実美・具視の邸に臨幸のことたるや、是の日唐突に其の命ありたり、殊に実美邸臨幸の如きは、一八日宮内官の間に其の議あり、十九日再び之を議せしかども、異論ありて決定せざりし事なり」（一四五頁）という記述を

指摘し、三条・岩倉邸への行幸は、天皇の側近によって実現したものであるとする。そして、次のように述べる。「大久保は……「ただ一の秘策」があることを思い付いて、黒田に話した。それは天皇が三条を見舞い、ついで岩倉邸へ行幸する案であった……行幸は、岩倉に太政大臣代行の勅命を伝えるためだけのものではなかったと考えるのが妥当……岩倉は……（天皇に）西郷の派遣には反対であるとの意見を述べたことであろう。岩倉は天皇に十分に理解してもらったとの感触を得たのではなからうか……岩倉は……（西郷ら征韓派四参議に）自分の意思に基づいて行動・発言すると言っていた……行幸の際に天皇の気持を確認できたからであつたと思う……「一の秘策」を、岩倉が秘密裏に天皇に上奏したことであろうと推定して、これを「陰謀」であるとする人もいるが、行幸の事実に目をつぶってなされた見解である」（二七六―二七九頁）。

佐々木氏は、岩倉が天皇に直接自らの意見（延期論）を伝える機会として、岩倉邸行幸が行われたとし、徳大寺秘密上奏説を否定する。なお、同氏は最近の『大久保利通』（山川出版社日本史リブレット人〇七二、二〇〇九年）にお

いても、「利通は「秘策」を思いついた。天皇が三条邸へ見舞に行幸し、ついで岩倉邸に立ち寄り、岩倉から詳しく事情を説明して天皇の判断をおおぐことだった」（七三頁）と述べている。三条・岩倉邸行幸とくに岩倉邸への行幸という解釈であるが、新たな史料提示はなされていない。

2 諸説の検討

筆者は、高橋説を支持するのであるが、前述のように岩倉太政大臣代理就任説や三条・岩倉邸行幸説も存在しているのが現状である。関連する史料を吟味することによって、諸説の可否を検討していこう。まず、「秘策」を協議した大久保と黒田の史料を掲げよう。

① 一〇月一九日の大久保利通日記（『大久保利通日記』二、

二〇五頁）

今日十二字后條公御病氣御見舞トシテ參上詳細御様子
承り候……黒田子入来同人此困難ヲ憂フルコト実ニ親
切ナリ予モ此上ノ處他ニ挽回ノ策ナシトイヘトモ只一
ノ秘策アリ依テ之ヲ談ス同人之ヲ可トス則同人考ヲ以
吉井子ヘ示談有之候様申入置候

（一九日の午後）大久保が黒田と「秘策」を協議し、

黒田が吉井友実宮内少輔に「秘策」を「示談」することにした）

② 一〇月一九日付大久保宛黒田清隆書簡（『大久保利通関
係文書』三、一一頁）

過刻尊慮ヲ伺吉井君ヘ示談仕候処案ニ御同意ニテ今宵
徳大寺殿モ御懇談有之トノ事

（黒田は、吉井に「秘策」を「示談」したところ、吉井が「同意」し一九日夜（今宵）徳大寺実則宮内卿と「懇談」することになった、と大久保に報告）

③ 一〇月一九日付黒田宛大久保利通書簡（『大久保利通文書』五、七八〜七九頁）

徳大寺殿ハ御存之通純良之人物にて迎も自ら成スノ器
乏ク若シ此事半途にして敗スル日ニハ中々取返シモ出
来不申夫迄之事ニ相成候就而は明朝早天今晚吉井氏と
談合之模様具ニ御聞取被下萬々一見留相付兼候ハ、止
ルニ如カス若助クヘケンハ極内閣下御同人ヘ一応ハ御
面会不被下候而ハ甚不安心ニ被存候云々之事件ニ及候
而ハ必ス大議論ニ及不申候而ハ不相成是非十四日十五
日之御評議同様之訳ケに不立至候而ハ不相濟其節ニ臨

ミ始終之順序を失候得ハ瓦解之外無御座候間猶此上御
 熟考御尽力被下度甚恐入候得共明朝是非御氣張被下度
 徳大寺殿若他へ相談にても有之候而ハ大變ニ相成可申
 候

(大久保は、黒田に二〇日早朝(「明朝早天」)吉井を
 訪ね、一九日夜(「今晚」)の吉井・徳大寺「談合」の
 様子を聞き取つて欲しい、と要請する。徳大寺がもし
 他の人に相談したら「大變」なことになるので)

①・②・③によれば、「秘策」は一九日の午後到大久保・
 黒田が協議し、黒田から宮内少輔吉井に伝えられ、同日夜
 に吉井が宮内卿徳大寺に働きかけ、二〇日早朝に黒田が吉
 井にその可能性を確認することになった、という事実経過
 が判明する。したがつて「秘策」は、一九日午後に発案さ
 れて二〇日以後に徳大寺によつて実行されたものとなる。
 (一) 説は、岩倉太政大臣代理就任が一九日の午前中に閣
 議で決定され、即日奏されていることから成立し難い。
 また、(二) 説も、一九日夜から二〇日早朝に三条辞表を
 内奏したことを論拠としており成立し難い。すなわち、(一)
 と(二)は「秘策」の実行時期ということのみで首肯し難

い説である。それでは、(四)の三条・岩倉邸行幸問題を
 みていこう。

三条邸行幸の事情は、一〇月一九日付岩倉宛三条公恭書
 簡²⁶で次のように述べられている。

昨夜御臨幸之旨厚蒙御内沙汰候処父義前後不相弁容体
 二付返テ奉恐入候次第ヲ以一応御断奉申上候処尚又出
 格之叡慮ヲ以押テ臨幸被為在候御内沙汰ニ付親戚一同
 エモ申聞候処再応厚御沙汰ニ付何共親戚共ニ於テ難決
 且父事モ至今朝少シハ請答モ有之候ニ付父エ其段申聞
 候処何トモ恐入難有奉存候得共何分如斯病臥ニテ恐入
 候ニ付暫時御用捨之程願度段申聞候依之有体言上御断
 奉申上候間可然御沙汰奉願候也

前文之次第ニ付御礼御請之程宜敷御取成奉願候事
 この書簡によれば、一八日の夜(「昨夜」)に三条邸行幸
 の「沙汰」が出されている。「秘策」が提起される以前(一八
 日)、「沙汰」は出されていたのである。ということとは、三
 条邸行幸は宮内省の判断で決定されたのであろう。この「沙
 汰」に対しては、三条実美が意識朦朧(「前後不相弁容体」
 のため三条家の方から断っていた。ところが、再度行幸

の「沙汰」が出され、「親戚」だけでは何とも決定できず、一九日の朝（今朝）になって実美の意識が回復したので意見を聞いたところ、実美も「病臥ニテ恐入候」ことから行幸を断つたということである。すなわち、三条邸行幸は発病した一八日夜に「沙汰」が出ており、これが一九日になつても実現しなかつたことは、『明治天皇紀』が述べるような「宮内官」の「異論」ではなく、三条実美ならびに三条家が断つていたからであつた。二〇日の午前十一時に行幸が行われたのは、「秘策」などではなく三条の体調が回復したからであろう。

『三條実美公年譜』の「容體書ノ畧」（七四八頁）によれば、三条は一八日早朝に「鬱々昏睡人事ヲ不省発熱少ク汗」が出る状態となつたが、一九日の午後四時には「御軽快」、午後九時には「精神平常ノ如ク従前ノ症頗相減」、二〇日午後一時には「御異状ナシ」という診断結果が出されている。確かに三条は、一九日の夕方から症状が軽くなり、二〇日には天皇を迎えられるほど回復していたのである。

また、岩倉邸行幸は二〇日の朝、徳大寺実則から次のように岩倉に報じられている。

本日午前第十一時御出門三條太政大臣邸へ臨幸還幸懸
其邸へ臨幸被仰出候依テ此段及御達候也

明治六年十月廿日

宮内卿徳大寺実則

右大臣岩倉具視殿²³

三条邸行幸が二〇日に行われることになつたことから、同日朝に岩倉邸行幸が通知されている。三条邸行幸と連動するかたちでの通知であり、「秘策」の結果であるとは考え難い。三条邸行幸と同じように、岩倉邸行幸も宮内省の判断で決定したことを示していよう。これらのことから、三条・岩倉邸行幸を「秘策」とする(四)説も説得力は弱い。以上の検討によつて「秘策」は、(三)の徳大寺秘密上奏とすることが最も妥当であろう。それでは、「秘策」が登場した一〇月一九日以降の大久保と岩倉の動きを追つていこう。

3 「秘策」の実態

前述のように、江藤・副島・後藤・大木による閣議で岩倉太政大臣代理就任がすでに決定された一九日午後、大久保と黒田が「秘策」を協議した。「秘策」は、岩倉太政大

臣代理による上奏が可能となった、という状況下で練り上げられたものであった。そして、吉井・徳大寺という天皇側近に働きかけたことから、「秘策」はこれから行うであろう岩倉の上奏と密接に関わるものとして計画されたのである。

二〇日、三条邸ならびに岩倉邸行幸が行われ、岩倉に太政大臣代理就任の勅命が出された。同日、副島は岩倉に「唐朝鮮台湾之儀ニ付前議之失得を置更ニ方略手順等詳細御評議可相成萬今日国家不得已之計と同僚決議之上申上候処御承知ニ付大久保へも可申通旨申上置候」と書き送っている。この書簡によれば、副島の「同僚」すなわち参議によって、樺太・台湾問題とともに朝鮮問題についての「方略手順」などを「評議」することが「決議」され、岩倉も「承知」したことが判明する。三条発病による朝鮮問題の再評議である。この再評議については、木戸孝允も二一日の日記に「伊藤博文来話過日來の朝議紛紜の末副島参議西郷後藤板垣江藤諸参議の同論にて此度の議論を改めて起さんことを岩倉大臣に請ひ大臣これを許せし」と記している。そして、西郷が二一日に桐野利秋と別府晋介に書簡を送り、「今

朝副島氏入来にて、岩倉卿太政大臣の代理相勤められ候筋相決し、明日は更に使節一条の儀も御評議相成り候間、出仕いたし候様との事に御座候」と述べているように、再評議の閣議は二二日（「明日」）に開催されることになった。

再評議閣議前日の二一日夜、大久保は岩倉を訪ねて話し込んでいる。大久保はこの会談の翌二二日、岩倉に「昨夜ハ御妨申上候其節御預申上候ニ冊返上仕候……別ニ異存無御坐候纔ニ氣付候処為御見合乍失敬加筆仕候……明日之処国家安危ニ係る御大事只々御一身ニ基する一挙と奉存候乍去不拔之御忠誠必ス御貫徹あらせられ候事と毫も不容疑候……実ニ乍御太儀御負担被下候様千祈萬禱仕候」と書き送っている。これによれば、二一日夜（「昨夜」）には岩倉の上奏文案（二冊）もすでに作成され、二三日（「明日」）を上奏日とすることが決められている。二三日に岩倉は、閣議決定の即行論とともに自己の見解としての延期論の両者を上奏し、天皇に延期論を嘉納させる形式で即行論を否定する行動に出るが、こうした方針は二一日には確定し実行に向けての準備も進んでいたのである。

二二日、岩倉が大久保に「更ニ評議と申事ハ添氏専ラ主

張候得共相止申候」と報じているように、副島（添氏）提議の再評議閣議は開かれなかつた。その理由について木戸は、二三日の日記に伊藤の内話として「副島の改て再論する云々他の参議皆不知依て副島と板垣と却て議論を生ず板垣等は朝鮮論已に決只其方略を論する而已と云」と書いてある。議題について副島と板垣らの間で一致をみなかつたようである。

閣議を取り止めた西郷・板垣・副島・江藤らは岩倉邸に押しかけ、使節派遣即行という閣議決定を早急に上奏するよう要求する。これに対し岩倉は、即行論とともに延期論の両論を上奏し「宸断」を仰ぐ、と突つばねて岩倉邸は激論の場となつた。その際、西郷は岩倉が上奏しなければ、参議の我々が直接上奏すると主張していた。³¹ 岩倉は「赤坂出頭も難計万中ノ一存候」と参議による上奏を警戒し（「赤坂」は仮皇居）、西郷らとの激論後に徳大寺実則に天皇周辺のガードを要求している。

こうした要請に対して徳大寺は、次のような二二日付の返信を岩倉に送っている。

御書謹誦過日極内々云云奏上之事何人ヨリ切迫言上候

とも少しも御動き無様小生トモ此上厚ク注意可仕且東久世へは得ト申合候而当分之処兩人必膝替りニ伺候仕り緩急御助け申上候様御念論何も拝承仕候精々厚く注意可仕候間必御安心可給候閣下明日ハ御出仕之御心得之由言上可仕置候今日退出懸参邸可仕旨敬承致候早々御請拜具³²

岩倉は「何人」から「切迫言上」されても、天皇の考えが動かないように「注意」し、徳大寺が東久世通禮侍従長とともに「膝替りニ伺候」して天皇を助けるよう「念論」したようである。徳大寺はこの要請を「拝承」し、注意するので「安心」するように、と岩倉に答えている。

ところで、この書簡の冒頭に「過日極内々云云奏上」とあるように、徳大寺は「過日」に秘密上奏を行っている。前述のように「秘策」は、一九日の夜に吉井から徳大寺に授けられ、翌二〇日に徳大寺が実行したものである。二〇日は「過日」となり、この徳大寺の秘密上奏は時期的には「秘策」と合致する。そして、秘密上奏に対して「何人」が天皇に「切迫言上」しても、天皇が動かないよう「注意」するということ、天皇はその秘密上奏に同意していること

を意味している。秘密上奏の内容は、当然使節派遣延期論とならう。とすれば「秘策」とは、高橋氏が説くようにこの徳大寺秘密上奏とすることが最も妥当であると考えられる。

一九日、岩倉太政大臣代理就任が閣議で決定され、岩倉による上奏が可能となつたことから大久保は、黒田とともに岩倉が即行・延期両論を上奏し、天皇の裁断によつて延期論に逆転する方針を打ち出したのではないか。そして、それを実現するために正式上奏の前、徳大寺宮内卿から延期論のみ秘密上奏させる「秘策」を案出する。徳大寺は、岩倉太政大臣代理就任の勅命が出された二〇日に秘密上奏を行い、天皇も延期論に同意する。二一日、大久保と岩倉は正式の上奏文を検討する。そして、「秘策」(秘密上奏)を背景に岩倉は、二二日の西郷・板垣らとの論戦に臨み、自己の見解として延期論も上奏すると強弁する。二三日の午前九時、岩倉は予定どおり両論を上奏すると、西郷は辞表を提出した。

西郷が板垣等より一日早く辞表を提出した事情について、伊藤博文は二五日に木戸に次のように報じている。

西翁一昨日より帰郷発足の及急迫候訳は、全く一昨朝板垣罷越、岩公之過失を挙げ一同連名に而上奏する之策を相談仕候由、西翁辞するに私怨を以公事を害する之徒に与する能はず、且事之成否議論之不合より相起更〇所意と申而直に相發候由、爾後副島宅へ出会いつれも定論無之、唯過失を論する位にて言大体に涉らずして散し、終に以病辞するの論に決し候趣、岩相を墜すの企は全く後藤之窮策より相起り候趣、小人之胸間可想見^三

岩倉が上奏する二三日朝(一昨朝)、板垣は後藤が提起した岩倉追放策(参議一同が連名して岩倉の「過失」を上奏する方策)を西郷に「相談」したようである。西郷はこの策を「私怨」から「公事」を害するものであるとし、「議論が合わなかつたから辞職を決意したのだ」と言い放つて、板垣等の岩倉追放策を拒絶して直ちに東京を去つたのである。板垣・後藤・江藤・副島らは、岩倉の両論上奏を「過失」とすることによつて、岩倉を「墜す」策略を考えついたが「定論」がなく実行できず、病氣を理由として辞表を出したようである。岩倉の上奏に対抗して、板垣ら四参議

は岩倉弾劾の上奏を計画していたのであった。

この策略については、宮島誠一郎が一〇月二五日の日記に板垣の言葉として次のように記している。

一時半板垣訪面談然二一昨日は後藤江藤同ク副島宅へ

集リ事実ヲ演テ辞シ候時は外国ニも差響きニヤ依テ無

何病を以テ辞スル方決議一同辞表ニ及候³⁸

岩倉の「過失」は「事実」であるが、このことを「演」

じることとは外国にも「差響」くことから取り止め、病気を理由とする辞表を提出した、と板垣は語っている。

翌二四日、天皇は延期論を嘉納する勅書を出し、ここに

西郷使節派遣論は否定され、板垣・江藤・後藤・副島の四参議は辞表を提出した。この時の勅書は、次のようなものである。

朕継統ノ始ヨリ先帝ノ遺旨ヲ体シ誓テ保国安民ノ責ヲ

尽サントス頼ニ衆庶同心協力漸ク全国一致ノ治体ニ至

ル於是国政ヲ整ヘ民力ヲ養ヒ勉テ成功ヲ永遠ニ期スヘ

シ今汝具視力奏状之ヲ嘉納ス汝宜ク朕力意ヲ継承セヨ³⁹

「民力ヲ養ヒ」という、筆者の主張する「民力養成論」

の表明である。ところで、この勅書については一〇月二二

日付岩倉宛徳大寺実則・東久世通禧書簡が、「先時御内話

仕候明日勅答云々別紙御回憊今落手東久世示談別紙認試候

得共甚不文故御回し之案ノ方ニ御治定候方可然哉と存候猶

思召も候ハ、可示給候」と述べている。二四日勅書（勅答）

は、すでに二二日にその文案が岩倉・徳大寺・東久世の間

で検討されていたのである。その原案と思われるものが「征

韓論一件」に収録されているので紹介しておこう。

朝鮮ノ議汝具視上奏スル処朕之ヲ可トス宜シク内国政

ヲ整ヘ外信義ヲ堅クシ緩急ノ勢ヲ審ニシ時ノ能ヲ觀テ

之処分セヨ

原案には「国政ヲ整へ」とあるのみで、「民力ヲ養ヒ」という文言は見られない。民力養成は最終段階で組み入れられたようである。

三 三条実美辞表問題

1 三条辞表をめぐって

天皇の裁断により西郷使節派遣論が否定された前後、三条実美の辞表問題が表面化していた。三条の辞表は、前述のように姜範錫『征韓論政変』が「秘策」との関連で着目

していたが、提出時期や内容について不明瞭なことが多い。以下、検討していこう。

岩倉は、二三日に自己の延期論と閣議決定である「議事ノ顛末」を含む「口演ノ大要」を上奏していた。その「口演ノ大要」には、「十八日払暁同氏（三条）病ノ将ニ発セントスルニ際シ使ヲ具視ノ第二送り国ノ大事ニ任シ意見一ナラス惶悚ニ堪ヘサルノ旨ヲ謝シ再ヒ事ヲ執ル能ハサルヲ告ク」と述べられている。これによれば、三条は発病直前に岩倉に使者を送って、辞意を伝えたことになっている。

これに対し『岩倉公実記』下は、「十八日晝実美劇疾ヲ発シ人事省セス明日書ヲ具視ニ寄セテ辞官ノ表ヲ執奏セシコトヲ請フ」と三条は発病後の一九日（明日）に辞表の上奏を岩倉に依頼した、として依頼の岩倉宛書簡と辞表を載せている（七一〜七二頁）。さらに、同書はその後の二四日、三条が辞表の受理を要請した、としてその岩倉宛書簡も掲載している（八七〜八八頁）。

三条辞表は、発病前なのか後なのか。以後の編纂物や研究書には、両方の記述が見られる。発病前とするのは、『明治天皇紀』三の「翌（二八日）晝使を以て具視に辞官の執

奏を請ふの後、遽に劇疾を發して人事を省する能はざるに至れり」（一四四頁）。『伊藤博文伝』上の「同夜（二七日夜）辞表を認め、翌朝これを岩倉に託して執奏を求めんとせしに、払暁に至り懊惱煩悶の極急病を發し人事不省に陥つた」（七五七頁）。そして、研究書としては佐々木克『岩倉具視』が「三条は……辞表を書き、家人に持たせて岩倉にとどけ、岩倉から天皇に奏上してもらうよう依頼した。そして悩み抜いたあげく、十八日の明け方に錯乱状態となり人事不省に陥つた」（二七五頁）。伊藤之雄『明治天皇』が「三条は、朝早くに岩倉に使いを出して自らの辞官を天皇に上奏することを岩倉に頼んだ後、前述のように急病になり、意識をなくしてしまつた」（一四八頁）、とそれぞれ述べている。

一方、『岩倉公実記』下のように発病後とするのは、『西南記伝』上の「（十八日）晝に至り……劇症を發し……明十九日、三条は書を岩倉に寄せて、辞表を執奏せんことを請へり」（四三七頁）。『江藤南白』下の「十八日の晝に及び、深憂の極、俄然、精神に異常を呈し、人事不省に陥りしかば、終に辞表を裁し、岩倉に送りて執奏を乞ふに至れり」（二五二頁）。そして、姜範錫『征韓論政変』は「一八日未

明発病した三条が……病勢が峠を越したところの一〇月二三日、辞表を提出した」のであるが、「一九日夜から翌二〇日早朝にかけて三条の辞表提出があったと天皇へ伝えられたのではないか」（二一九頁）、と辞表は二三日に上奏されたのだが、事前に「辞意を表明したと偽って内奏」（二二八頁）したことを「秘策」であると推測していたのである。

2 三条辞表の書き換え

木戸孝允は二三日、岩倉に「御文面奉拜見……条公御辞表も別ニ愚按も無御座此儘ニ而御よろしき歟と奉存候実ニ今早朝ちらと御差出し之由承り候ニ付愚意申出置候事に御坐候」という書簡を送っている。岩倉は、二三日以前に三条辞表を木戸に示し意見を求めたようで、それに対し木戸はこのままでも良いが、もう「差出し」たようなので「愚意」を申し出た、と答えている。そして、「愚意」に関して木戸は同二三日、三条側近の森寺常徳に書簡を送り、「今日御辞職御願被差出候御様子……折角御辞表に而も被差出候御事に御座候へは為後來此一条も御加入被為成候得は後來之幸福を蒼生もまた蒙り候事と奉存候に付乍卒爾申上試候自然此度間に合不申候は、あとよりにても御工夫は相成申

間敷哉」と述べている。木戸は、辞表には「一条」を後日になつても書き加えた方が「後來」のためにも良い、と森寺に述べている。さらに木戸は翌二四日、岩倉に「御辞表之事も前以粗承知仕候間愚案條公迄申上」げたので、「少々御添削」してはどうか、と申し入れている。

このように木戸は、辞表は二三日に「差出」されたようであること（姜『征韓論政変』は、この森寺宛木戸書簡を根拠として二三日上奏としている）、および文面を修正すべきであることを書いている。それでは、辞表はいつ上奏されたのだろうか。また、文面は修正されたのだろうか。三条実美は一八日早朝に人事不省に陥ったが、「容體書ノ畧」によれば、翌一九日には「輕快」となり「御床上」で書簡を「揮毫」するなど「従前ノ症頗相減」じ、二三日には「大ニ輕快相成候」という診断が出されている。こうして体調が回復した二四日、三条は岩倉に次のような書簡を送っている。

御安全奉賀候別紙ハ誠差越候事ニ而如何敷候得共今朝御内談之事ニ付至密汚尊覽候付御含奉願候尤拙者の上書不當と被思召候ハ、幾重ニも御教諭奉願度決而強情

ニ申上候趣意ニハ無之公論ニ付シ可申候内々如此候也⁴⁶

三条は、「拙者の上書」(辞表)が「不當」と思われるならば「幾重ニも御教諭奉願度」、決して「強情」に申上げる「趣意」ではなく「公論」に付したいから、と辞表を上奏するかどうかの判断を岩倉に委ねたのである。なお、添付された「別紙」は『岩倉公実記』下が一〇月一九日に出したとする、岩倉に辞表の上奏を依頼する三条書簡である。

三条の要請に対し岩倉は、辞表の上奏を見合せるよう指示し、三条家令丹羽正庸は岩倉に同二四日、「御書下賜謹而奉拝読候陳辞表被差出之儀ニ付而は何れニも暫時見合候様……奉敬承候」という書簡を送っている。辞表は、二四日にはまだ岩倉の手に留め置かれていたのである。

そして、岩倉は辞表の文面についても指示を出していたことは、次の二六日付岩倉宛丹羽書簡から判明する。

主人辞表云々思召伺置候處不可然廉御座候ニ付大患発動一事而已ニ書改候様可然被思召候旨并木戸殿ニも御同意之由被申上候段被仰下之趣緘々奉敬承候⁴⁷

岩倉は、辞表の理由を「大患発動」という、発病の「一事」にのみにすべきであるとし(これは木戸も同意)、そ

のように書き改めるよう命じている。ところで、岩倉は辞表の文面について、すでに二四日に「条公辞表文面如何にも不忍次第、只大患を以而之事は如何哉。頻りに苦慮候に付、尚伊藤を以今晚明朝之内御談し可申存候⁴⁸、と「大患」(発病)にすべきであるという考えを木戸に伝えていた。そして、二六日に岩倉は次のような書簡を木戸に送っている。

条公辞表之事に付森寺云々、此義は兎も角条公辞表所勞計之方大に可然存候間、折角御談申候得共是非御所勞而已に書改め之事御同意可給候。十八日か十九日か丹羽使者として入来、口上覚は同人より申請居候間、他日如何之説起り候而も是に而よろしくと存候⁴⁹

岩倉は、辞職理由は「所勞」(病氣)のみとして書き改めることの同意を木戸に求め、木戸も「條公御辞表御文言此上思食通別に異存無御座候⁵⁰」と同意し、丹羽への修正指示となった。そして、さらに岩倉はこの木戸宛書簡で注目すべき記述を行っている。

それは、「十八日か十九日」に三條家令丹羽正庸が使者として「入来」し、丹羽が「口上覚」をもたらししたことか、他日「如何之説」が起こつてもこのように修正してお

けば「よろしくと存候」、という部分である。「口上覚」とは辞表問題との関連から、三条の辞意が丹羽が筆記したものである。とすれば、三条の辞意が丹羽によって岩倉のもとに伝えられたのは、一八日もしくは一九日である。発病前に辞意が表明されたもしくは辞表が提出された、という説はこの岩倉書簡で否定される。やはり、発病後である。辞表は、岩倉に提出されたがしばらく保留となり、岩倉の指示によって二六日に修正され、確証はないが同日に上奏されたものと思われる。

「征韓論一件」には、「明治六年十月條公辞表案」と朱字で書かれた「辞表案」が収録されている。「案」とあることから、修正前の辞表であろう。この「辞表案」が、『岩倉公実記』下（七二頁）には一八日に岩倉に提出されたものとして収められている。なお、『三條実美公年譜』（七四九頁）にはこの「辞表案」とは異なる辞表も収録されている。「征韓論一件」所収辞表を①とし、『三條実美公年譜』所収辞表を②として以下に掲げよう。

① 臣実美不肖ノ身ヲ以テ叨リニ大任ヲ負荷シ日夜戦兢罷在候處短才微力其任ニ堪ヘザルヲ以テ苦慮之餘リ俄カ

ニ病ヲ発シ殆ント大事ヲ誤リ国辱ヲ招クニ至ル苟モ如此其職ヲ盡スコト能ハザレハ上ハ聖明ノ徳ヲ累シ下ハ萬民ノ望ニ背ク其罪死シテ尚餘リアリ實ニ恐懼慙愧ノ至ニ勝ヘス伏シテ冀クハ速ニ臣カ職ヲ解キ臣カ罪ヲ正シ玉ハンコトヲ謹テ奏ス

② 臣実美不肖ノ身ヲ以テ叨リニ大任ヲ負荷シ夙夜戦兢罷在候處頃日俄ニ病ヲ発シ奉職難仕候間奉恐入候得共免職ノ儀奉懇願候臣実美謹テ上表以聞

①は、「病」以外に「大事ヲ誤リ国辱ヲ招クニ至ル」、「罪死シテ尚餘リアリ」などが辞職理由として挙げられているが、②は「病」のみとしている。①を書き改めて②とし、これが二六日に上奏されたのである。なお、①・②とも「病ヲ発シ」という文言があるように、文面上からも辞表は発病後に書かれたものであることは明らかであろう。

その後の二九日、宮内卿徳大寺実則が岩倉に太政大臣が「病氣ニ依テ辞表」を「奏上」したので、「御内慮」を伺ったところ、「重病」となったことは止むを得ないことから「加養」すべきであり、「辞職之儀」は許可しない、という「御沙汰」を伝えている。辞表は、二九日に却下された。

ところで、伊藤博文は一〇月二五日、木戸に「三条公辞表之儀に付岩相より相迫り辞職を促し候段……板垣より参議一同へ申聞、終には兵隊連中迄へも相漏候趣、然るに事實は大に相違之事に而、三条公之意衷より相起候事に御坐候へ共、小人之心を謀候故、殆二公之交義を離間せんとする之詐計、可悪事と奉存候⁽³⁾」、と報告している。三条辞表は岩倉の強要によつて出された、という噂が広まっていたようである。

おわりに

本稿は、大久保利通が打ち出した「秘策」の内容を確定することを課題とした。諸史料を再検討した結果、「秘策」はすでに高橋秀直氏が指摘していた徳大寺実則の秘密上奏である、という結論に達した。したがつて「秘策」の解釈に関する限り、研究史上に新たな知見を加えるものではない。しかし、高橋氏の研究以後も秘密上奏説を実証的に批判することなく、岩倉太政大臣代理就任や岩倉邸行幸などを「秘策」とみなす見解が散見される現状において、諸説を検討することによつて研究史の整理はできたものと考え

ている。

また、この作業を通していくつかの新たな事実を提供することができた。三条邸行幸の経緯、板垣等征韓派参議の岩倉追放策、三条辞表の書き換えなどである。なお、一〇月二三日の岩倉上奏文も後日に修正され、取り替えられている。この取り替え問題は、高橋氏の指摘を受けて、拙著『内務省と明治国家形成』で明らかにしてある。

注

(1) 拙著『内務省と明治国家形成』(吉川弘文館、二〇〇二年)。
征韓論政変の研究史は、同書の八七〜八九頁に整理してある。

(2) 高橋秀直「征韓論政変と朝鮮政策」、『史林』七五―二、一九九二年)、同「征韓論政変の政治過程」、『史林』七六一五、一九九三年)。筆者は高橋氏の研究から多くのものを学んだが、政変の歴史的意義については見解を異にしている。高橋氏は大久保派の主導権掌握とするが、筆者は国家目標としての民力養成論の確定に求めている(前掲『内務省と明治国家形成』参照)。

(3) 『日本外交文書』六、二七九〜二八一頁。

(4) 『岩倉公実記』下、四六〜四九頁。

(5) 六月二日付三条宛西郷隆盛書簡(『西郷隆盛全集』三、三五五頁)

(6) 六月二八日付椎原与右衛門宛西郷隆盛書簡(『西郷隆盛全集』三、三六六〜三六八頁)。

(7) 筆者は以前、拙稿「征韓論政変と西郷隆盛」(『別冊歴史読本 西郷隆盛』八一六号、二〇〇八年)で、西郷は「体調不良で欠席した可能性が高い」(七九頁)と記したが、ここで訂正しておきたい。

(8) 七月二九日付板垣宛西郷隆盛書簡(『西郷隆盛全集』三、三七一〜三七三頁)。

(9) 八月一七日付板垣宛西郷隆盛書簡(『西郷隆盛全集』三、三八五〜三八七頁)。

(10) 八月一九日付板垣宛西郷隆盛書簡(『西郷隆盛全集』三、三八九頁)。

(11) 九月一日付西郷宛三条実美書簡(『岩倉公実記』下、六四頁)。

(12) 八月二三日付板垣宛西郷隆盛書簡(『西郷隆盛全集』三、三九〇〜三九一頁)。

(13) 九月一五日付岩倉宛三条実美書簡(『大久保利通文書』五、三頁)。

(14) 一〇月一五日付岩倉宛江藤新平書簡(『岩倉具視関係文書』五、三四二頁)。

(15) 『岩倉公実記』下、八三頁。

(16) 宮島誠一郎「養浩堂日録 明治六年癸酉」(早稲田大学図書館蔵「宮島誠一郎文書」)。

なお、宮島が後の一八八一(明治一四)年五月に編纂した「国憲編纂起原」(『明治文化全集』四憲政篇、日本評論社、一九二八年、三五七頁)では、次のように記されている。

午後一時半板垣ヲ訪、面談、而来ノ景況ヲ尋問候處……

初メ西郷ノ征韓論ヲ為ス、急ニ使臣ヲ差遣シ其罪ヲ問フヘシト切迫セリ仍テ板垣ハ目的ヲ立テ徐ニ可謀トノ論兩端相分レシニ、結局西郷破裂セハ内政モ到底不治寧ク西郷ト共ニ急撃ヲ謀ラント同論ニ相成シニ

(17) 一〇月一三日付岩倉宛大久保利通書簡(『大久保利通文書』五、四九〜五〇頁)。

(18) 『大久保利通日記』二、二〇三〜二〇四頁。

(19) 一〇月一五日付岩倉宛三条実美書簡(『大久保利通文書』五、六七頁)。

(20) 一〇月一五日付大隈・伊藤宛岩倉具視書簡(新『大隈重信関係文書』2(みすず書房)、三四頁)。

(21) 一〇月一六日付大久保宛岩倉具視書簡(『大久保利通文

書』五、六八頁。

(22) 一〇月一七日付大隈宛岩倉具視書簡 (新『大隈重信関係文書』2 (みすず書房)、三四頁)。

(23) 『三條実美公年譜』(一九〇一年、宗高書房復刻版一九六九年)、七四八頁。

(24) 『明治天皇紀』三、一四四〜一四五頁。

(25) 『大久保利通日記』二、二〇五頁。

(26) 「岩倉家蔵書類 明治六年征韓論一件」(国会図書館憲政資料室蔵「岩倉具視文書」。以下、「征韓論一件」と略記)。

なお、「征韓論一件」はマイクロフィルム版「国立国会図書館憲政資料室所蔵 岩倉具視関係文書」(北泉社)に収録されている。

(27) 一〇月二〇日付岩倉宛徳大寺実則書簡 (前掲「征韓論一件」)。

(28) 一〇月二〇日付岩倉宛副島種臣書簡 (前掲「征韓論一件」)。

(29) 『木戸孝允日記』二、四三三五頁。

(30) 一〇月二日付桐野・別府宛西郷隆盛書簡 (『西郷隆盛全集』三、四一九〜四二〇頁)。

(31) 一〇月二日付岩倉宛大久保利通書簡 (『大久保利通文書』五、八四〜八五頁)。

(32) 一〇月二日付大久保宛岩倉具視書簡 (『大久保利通関係文書』一、三〇四頁)。

(33) 『木戸孝允日記』二、四三六頁。

(34) 『岩倉公実記』下、七四頁。

(35) 一〇月二日付大久保宛岩倉具視書簡 (『大久保利通関係文書』一、三〇四頁)。

(36) 一〇月二日付岩倉宛徳大寺実則書簡 (前掲「征韓論一件」)。

(37) 一〇月二五日付木戸宛伊藤博文書簡 (『木戸孝允関係文書』1、二五〇頁)。

(38) 宮島誠一郎「養浩堂日録 明治六年癸酉」(早稲田大学図書館蔵「宮島誠一郎文書」)。

なお、宮島が後の一八八一年五月に編纂した「国憲編纂起原」(『明治文化全集』四憲政篇、日本評論社、一九二八年、三五七頁)では、次のように記されている。

午後一時半板垣ヲ訪……一昨日ハ後藤江藤一同副島へ集リ評議実事ヲ演説シテ辞表ノ時ハ、事件柄外国ニ差響甚不安ナリ、仍テ何トナク病氣ヲ以テ辞職セント一同決議、辞表進達

(39) 『明治天皇紀』三、一五〇頁。

(40) 前掲「征韓論一件」。

(41) 『岩倉公実記』下、八四頁。

(42) 一〇月二三日付岩倉宛木戸孝允書簡（前掲「征韓論一件」）。

(43) 一〇月二三日付森寺宛木戸孝允書簡『木戸孝允文書』五、六一〜六二頁。

(44) 一〇月二四日付岩倉宛木戸孝允書簡『木戸孝允文書』五、六三頁。

(45) 「容體書ノ畧」（前掲『三條実美公年譜』、七四八頁）。

(46) 一〇月二四日付岩倉宛三条実美書簡（前掲「征韓論一件」）。

(47) 一〇月二四日付岩倉宛丹羽正庸書簡（前掲「征韓論一件」）。

(48) 一〇月二六日付岩倉宛丹羽正庸書簡（前掲「征韓論一件」）。

(49) 一〇月二四日付木戸宛岩倉具視書簡『木戸孝允関係文書』2、四三〜四四頁）。

(50) 一〇月二六日付木戸宛岩倉具視書簡『木戸孝允関係文書』2、四四頁）。

(51) 一〇月二六日付岩倉宛木戸孝允書簡『木戸孝允文書』五、六七頁）。

(52) 『岩倉公実記』下、九〇頁。

(53) 一〇月二五日付木戸宛伊藤博文書簡『木戸孝允関係文書』1、二五〇頁）。

付記 本稿は、二〇一〇〜二二年度科学研究費補助金（基盤研究（A）「明治維新の総括的研究」22242017）による研究成果の一部である。

【追記】本稿校正中に佐々木克「明治六年政変と大久保利通」『奈良史学』二八、二〇一一年一月）が発表された。本稿と密接に関わるが論及できなかった。参照をお願いしたい。

陸軍衛生要員の育成と一年志願兵制度の創設

鈴木 紀子

はじめに

一八八一（明治十四）年十月十二日、国会開設の勅諭が発せられたことで、明治政府の革新は急速に進められることとなる。国会開設が一八九〇（明治二十三）年に決定したことで、内閣制、憲法発布、帝国議会の開設に向けた改革が、伊藤博文による憲法起草作業と平行して進展することとなった。陸軍も新政府態勢に伴うそのあり方を考え、桂太郎が中心となり、陸軍省の官制を改革して、強力な行政機構の確立を目指すこととなった。

陸軍は一八八五（明治十八）年三月、ドイツ参謀少佐クレメンス・メツケル³を参謀本部顧問として招聘し、兵制を従来のフランス式を排してドイツ式を導入、ドイツ陸軍に

範を仰いだ統一組織体として再編制された。陸軍は大陸戦を想定し、一八八六（明治十九）年三月「陸軍臨時制度審議委員会」⁴を設け、陸軍省官制の整理改正、陸軍だけの参謀本部の編制確立、監軍部の設置、鎮台を廃し師団を編成、徴兵令の改正（免役条件の制限、一年志願兵制度による予備役将校の養成）、陸軍經理機關の改正等の改革を行った。⁵改革を進める上で、師団編成の実現に向けては、後に将官となるべき人物十四名を選抜して欧州に派遣し、軍事施設や大部隊の演習など、最新の軍事事情を実地に見聞させる計画を立て、一八八四（明治十七）年一月に大山使節団を結成して、欧州視察を行なった。⁷

陸軍は、大山使節団帰国後、一八八五年五月には軍の大単位を師団に改め、師団編成実現のための改革に着手する。

しかし当時の国家財政は、西南戦争時に軍事費調達のために行なった紙幣増発から、物価の騰貴と財政金融上の危機状態にあり、経費節約の実績を挙げる方法を陸軍外からも迫られることとなる。そのため大山は同年一〇月、改革の實行と経費節減の状況下に於いて、「大山陸軍卿経費定額減削シ能ハザル理由」を上奏する。

その中で大山は、「二十万ノ兵ヲ興スニ足ルベキノ基礎ヲ籌画シタルコト、向來逐次允裁ヲ仰ギシ所ノ如シ。夫レ此事業タルヤ、兵員ノ増設ニ随ヒ徵員ノ賦法武学生ノ養成兵器彈藥ノ製造屯營ノ新築衣食ノ調弁ヨリ医・治・馬政ニ至マデ從テ頻繁更張セザルヲ得ズ」(傍点筆者付記)と、今後陸軍が行わなければならない改革の方向性を示した。

この中で大山は、「医治」の改革が必要だとしており、明治政府は医学振興の方針のもと、一八六八(慶応四年)年三月七日に西洋医術の採用を布告¹⁰、同年九月に明治と改元したのち、十二月には将来医師免許制度を確立すべき方針を示して、医学研鑽の奨励をした¹¹。

一八七〇(明治三)年にはドイツ医学の採用を決定し¹²、さらに一八七四(明治七)年八月十八日には、衛生行政機

構の整備、医師開業免許制度の樹立、近代薬剤師制度の確立を目指し、「医制」七十六カ条を發布し¹³、医学分野の制度制定に向け動き始めていた。

この「医制」は、医師の質向上を図る上から、医学教育の確立、医術開業医制度及び医師免許制度の制定、近代的薬剤師制度及び薬事制度の確立を目指して制定された。「医制」は、日本の医制行政の確立の基礎として、一八七二(明治五)年九月に發布された「学制」と相まって、西洋医学に基づく医学教育を確立する目的があつた。このように明治政府は、医事衛生制度の確立に向け、医学分野の制度制定を着々と進めていたが、陸軍という組織に於いて、大山が必要と考えていた「医治」改正とはどのような内容で、何を意図したものであつたのであろうか。

一八八五年、勅令第二号によつて各省官制が定められ、陸軍省内に医務局が設置された¹⁴。それ以降は陸軍省医務局が、陸軍軍事行政の医事・衛生に任ずる中央機関として存在した。医務局長となつた大山使節団メンバー橋本綱常は、欧州視察で学んだ兵制や医療事情をもつて、陸軍軍事行政中の医事・衛生の改革に着手し、その改革の一つに看護制

度の改革があった。¹⁵

筆者は、師団編制に向けた改革として行われた、衛生要員である看護長・看護卒の養成・補充に関して、その成立過程や教育内容を拙稿「衛生隊編制に向けた看護制度の第二次改革」¹⁶、「陸軍衛生要員補充制度の成立過程」¹⁷によって明らかにしてきた。その研究過程の中で、二度目の大改正となる一八八三（明治十六）年十二月二十八日の徴兵令（太政官布告第四六号）の第十一条で、一年志願兵制度が初めて設けられ、その対象は、「比較的学識を要する看護卒を得る目的であった」¹⁹ということに、ひとつの疑問を持った。つまり、なぜ一年志願兵制度の創設にあたり、その対象が「看護卒」であったのかということである。

陸軍一年志願兵制度は、陸軍省顧問ドイツ陸軍少佐メツケルの進言により創設された制度であり、三年間の常備兵役の服役年限が、一年で就役を終了することができた制度である。²⁰三度目の大改正となる一八八九（明治二十二）年一月二十二日制定の徴兵令（法律第一号）によって、免役・猶予制の根本的な改革がなされ、「国民皆兵」の理念に支えられた徴兵令が確立されると同時に、メツケルの、徴兵

制が学力のある医師・官吏・学生などを免役にするのではなく、予備将校要員として用いるべきだとの意見を取り入れ、予後備幹部養成を目指して一年志願兵制度が明確に創設された。²¹

一八八九年の徴兵令の改正が、有産者・高学歴者に対する兵役上の特権を意味したことで、一年志願兵制度に關する先行研究は、その多くが徴兵忌避問題との関連で論じられてきた。²²筆者は、一年志願兵制度の始まりとなる一八八三年改正の徴兵令第十一条に研究課題の焦点を当てる。

本稿では、一八八三年十二月改正の徴兵令第十一条の制定が、「看護卒」育成の目的であったという点に着目する。

「看護卒」とは「兵卒」であり、その六年後に創設された徴兵令の一年志願兵制度は予後備役幹部（下級将校・下士官）の養成とされており、陸軍という階級制度の厳格な組織において、兵卒と下士官とでは、大きな違いがある。松下氏の「看護卒育成にあった」としたその根拠を探り、果たして第十一条制定の目的は何であったのかを考察する。さらに、第十一条の制定が「看護卒育成にあった」とする

のであれば、大山の考えていた「医治」改革と、どのように関連するのを探るものである。

一 徴兵令の改正と徴兵看病卒のはじまり

一八七三（明治六）年一月十日、太政官番外無号布告として諸省府県宛に「徴兵令」が布告された。徴兵令は国民皆兵主義を標榜し、「国民軍ハ常備後備兩軍ノ外ニ、全国ノ男子十七歳ヨリ四十歳迄ノ者、悉ク兵籍ニ載セ置キ、全国大挙ノ役アルニ方リ均シク隊伍ニ編入シ、以テ管内ノ守備ニ供スル者ナリ」と、徴兵の対象を明確に規定した。

しかし同時に第三章には「常備兵免役概則」²¹を設けたことで、徴兵忌避を生み出す結果を招いた。第三章の常備免役概則は、体格不良者（第一条・第二条）、陸海軍将校生徒（第四条）、官吏及び所定学校生徒並びにその修業生（第三条・第五条）、戸主及びその相続者（第六条・第七条・第八条・第十一条）、犯罪者（第九条）、家族中特殊の關係に有る者（第十条・第十二条）代人料を上納する者（第六章第十五条）であり、徴兵令は家族制度を尊重し、家系の存続に関して考慮して、免役条項が規定されたことは明らかであった

つまり、戸主、戸主たるべきもの、戸主に代わるものすべてを兵役の対象外とした。さらに、「官吏である」ことや「官公立学校に入学できる者」「代人料を上納できる」という免役条件に適う者は、殆どすべてといつてよい程、それは士族であった者の子弟であり、免役条項は特権支配層を保護する内容であった。免役条項に該当しない被支配階級にあたる多くの農民にとつて、兵役は封建的賦役となつた。国民皆兵を掲げる徴兵令が免役条項を掲げていることで、兵員の確保が困難な状況が生まれるだけでなく、徴兵忌避も減ることなく、徴兵令制定三年後の一八七六（明治九）年の壮丁中の免役者は八割に及び、軍部は頭を悩ますこととなつた。²⁵さらに、上層階級や上級学校生徒を兵役から除外したことで、職業軍人以外に予備校将校を貯える道を閉ざし、常備兵力の向上を困難にするという状況を作り出した。²⁶

一八七七（明治十）年二月に西南戦争が始まり、政府軍の兵力不足は表面化し、兵員確保が政府の急務となつた。政府内では各藩士族を臨時に徴募するという意見が出されたが、それは徴兵令の破壊を意味するとし、警部巡査の名

義で東北各藩の士族を募集し、徵募巡查の軍隊編成をすること、徵兵令を尊重維持する方策が採られた。²⁷

西南戦争に政府軍が勝利したことは、結果として徵兵制度の確立をもたらしたが、免役条件が多く、市民平等、国民皆兵の根本精神に相反するものがあるとして、明治政府は、西南戦争が終わってから二年後の一八七九（明治十二）年十月二十七日、徵兵令の全部に亘って大改正（太政官布告第四六号）を行なった。

徵兵令の改正にあたって、陸軍省は、服役年限を七年から十年に延長（常備三年後備四年を改めて常備三年予備三年後備四年）すること、補充兵役九〇日を一年に延長すること、輜重輸卒看病卒、諸隊職工を新たに徵集すること、免役概則に改めて制限を加え免役の概念を、終身兵役免除、平時兵役免除、一時徵募猶予に大別して整理すること、の四項目の原案を提示した。²⁸

その結果、徵兵令改正では、陸軍省が提示した項目に対して、兵役年限は常備軍三年、後備軍四年（第一後備軍二年、第二後備軍二年）の計七年であったのを、常備軍三年、予備軍三年、後備軍四年の計十年に延長し、さらに、補充

兵を新設して、常備欠員を補うために一年を期間とすることに改正された。

免役の概念に関しては、一八七三年に「常備兵免役概則」として第三章に独立して設けていた十二項目を、終身兵役を免ずるもの（第二十七条）、国民軍の外兵役を免ずるもの（第二十八条）、平時において兵役を免ずるもの（第二十九条）、平時において一年間の兵役の徵集を猶予するもの（第三十条）の四つの場合に分けて設定した。さらに、代人料は、本年の徵兵該当者が金二七〇円の上納をもって免除されること、新たに平時免役にあたる者は金百三十五円を上納するときは、外兵役を免除することに改められた（第六十四条）。²⁹

この改正の中で免役条項の改正とともに注目されるのは、第三条に輜重輸卒看病卒、諸隊職工の徵集方法が第三条に定められたことである。

第三条 輜重輸卒看病卒並ニ職工ハ各其志願者ヲ徵募

スト雖モ、若シ不足スルトキハ、壮丁ノ身幹定

尺ニ満タス、又ハ銃器ヲ執ルニ適応セサル者、

或ハ合格ノ者ト雖モ、各自ノ職業ニ依リ便宜ヲ

以テ諸兵ト同シク徴集シ、該役ニ服セシムルコトアルヘシ

陸軍における看病人と看病卒は、一八七三年に、陸軍武官官等表の会計部の下士階級として、一等看病人（曹長相当 十一等）・二等看病人（軍曹相当 十二等）・三等看病人（伍長相当 十三等）が、同卒階級として看病卒が置かれたことに始まり、志願兵を召募してこれに充てていた。³¹

看病人、看病卒の職務や人員に関する規定は、一八七五（明治八）年十月十七日に制定された「陸軍病院條例」³²（全七五条）と「看病人看病卒服務概則」³³により定められていた。また教育に関しては、看護教科書『陸軍病院扶卒須知』³⁴が作成され、解剖学・衛生学・外科学・包帯法・救急諸病・中毒症・死者に関する内容が盛り込まれた。しかし、その教授方法は、一等看病人が余暇に二等看病人に教えることが示されただけであり、教える立場にある看病人は志願してきた兵士であることから、看護に関する知識と技術は習得しておらず、政府は西南戦争において、看病卒の不足とともに、看護に必要な技術を身につけた下士官の育成の必

要性を痛感することとなる。³⁵

陸軍は、徴兵令の改正に伴い、看護制度の整備を始める。陸軍は、徴兵看病卒³⁷を徴集するため、陸軍看病卒平時定員、徴集員数表、陸軍看病人看病卒概則、看病人看病卒心得、看病卒教授書草案に着手し、一八八三年二月二〇日には「明治十六年徴兵看病卒取扱手続」³⁸を制定し、看病卒の教育期間・教育内容、配置人員を制定した。『陸軍衛生制度史』³⁹によると、これが陸軍看護の第一次改革と位置づけられている。

「明治十六年徴兵看病卒取扱手続」では、教育期間六ヶ月に看病卒が学ぶべき教科が定められ、卒業時に大中小隊長または病院長の検査を受けて、その結果、二等看病卒（衛生要員の兵卒）に命じられるシステムが成立した。しかし、昇格方法は明示されず、衛生要員の下士官の育成と確保が課題として残されることとなる。

二 軍医不足と士官候補者の確保に向けた動き

一八七三年一月一〇日に「徴兵令」が發布され、兵種は砲兵・騎兵・歩兵・工兵・輜重兵の五種に分けられ、五月

には陸軍武官等表が改正され、初めて会計部病院課⁴¹の下士階級に看病人が位置づけられた。陸軍では、すでに士官教育の必要性は認識されており、同年八月には、下士要員を教育していた教導団⁴²が陸軍省直轄となった。さらに陸軍兵学寮内に臨時の士官学校を設け、教導団の歩騎砲工兵科生徒中、優秀な者を選抜して士官にするための教育を始めた。⁴³

一八七四年には、陸軍兵学寮戸山出張所を陸軍戸山学校と改称し、各鎮台から士官・下士官を選抜召集して、射撃・体操・歩兵科の学術教育を開始していた。同年十月には陸軍士官学校条例が制定され、陸軍士官学校は陸軍省直轄となり、十二月からは市ヶ谷の新校舎で士官育成が行なわれた。⁴⁴

陸軍士官学校の当時の在校年限は、歩騎兵科三年、砲兵科四年であり、士官教育はフランスの武官を教師として、フランス式による幹部の基礎教育が行われ、西南戦争時における中隊長以下の将校下士官は、その職務に応ずる能力は付与されていた。⁴⁵

兵卒の下士官教育が明治初年より始められていたのには比

較して、軍医部の士官はその任にふさわしい軍医教育を受けた医師の確保が困難な状況があった。一八七三年五月の陸軍武官等表において、軍医の最上官は少将相当（軍医総監）に定められ、山県有朋に軍医制度創設を要請された松本良順がその任に就いた。松本は、軍隊には良医を置かなくてはならないこと、軍医は他の官職と違い學術を持って採否・等級を定めなくてはならないとの考えを持っており、軍医制度制定に向けて整備を開始する。⁴⁶

陸軍では、一八七二年に大阪軍事病院内に軍医学校を設立し、七月二日に「軍医寮職員令並び事務章程」と共に「軍医寮学舎規則」を制定して軍医の教育を開始した。⁴⁸

軍医の定員は、一連隊（二大隊を以って編制）毎に、一等軍医一名、二等軍医二名、一等軍医副二名、二等軍医副二名、軍医試補（見習軍医）四名の医官計十一名を以って構成することが定められた。

この時期、軍の学校では半年を一期とするものが多く、半年毎に進級試験が行なわれ、最短在学期間二年半で軍医教育が行なわれていたが、⁴⁹当時の軍医学校では主として普通医学教育が殆どで、軍陣医学としての特色を認めること

ができなかつた。その一方で文部省の医師育成制度が始まり、陸軍での普通医学教育について、二等軍医石黒忠恵は左記のことを建議した。⁵⁰

将来軍医ノ養成ハ文部省医学学校生徒中ノ志願者ヨリ選抜シ、之ヲ軍医生徒トシテ同校ニ委託シ、卒業後陸軍病院ニ於テ軍医特有ノ學術ヲ練習セシメ、而シテ後、軍医ニ任ズルノ制ヲ定ムベシト

この意見が受け入れられ、一八七七年三月八日に軍医学校は廃止となり、四月から東京医学校（東京帝大医科ノ前進、第一大学区医学校を学制改革により一八七四年に改称した）に委託して軍医の育成が開始された。⁵¹

軍医育成の必要性は一八七三年に出された山田顕義の「兵制につき建白書」⁵²に見ることができ、軍医について述べられている箇所を左記に引す。

軍医ノ良否全軍ノ強弱ニ関スト、古人ノ言能ク之ヲ尽セリ、政府ノ最モ能ク注意スヘキ者ナリ。然リ而軍医ノ常医ニ異ル所以果テ如何。抑モ百ノ病種常医ノ知ル所軍医亦知ラザルヲ得ス。数万ノ病症軍医ノ診断ス

ル所常医亦診断セザル可ラズ、其他折断剖接ノ治療ノ如キ、軍医ノ学「所常医亦学ハサル可ラズ。然而各国昔日ノ幣、軍医ヲ特別ノ者トシ、此官只軍事所用ノ数件ヲ知ル而已ニテ現今人間ニ所在スル許多、病種ヲ知ラス、從テ又之レヲ療スル方法ヲ知ラス。常医ハ能ク人間現在ノ病種ヲ治療スルヲ知り、然シテ軍事所用ノ勤ヲ知ラス。於レ是軍医ハ常医ノ用ヲ為サズ、常医ハ軍医ノ用ヲ為サズ、其道同フシテ其用ヲ異ニス、是レ國家ノ得失人民ノ損失ニ関スルヤ大ナリ。近時徵兵ノ法改マルニ及ンテ諸國医官ノ教育軍常ノ別ヲ為サズ、使用ノ法亦從テ大區別ヲ為サズ。於是全軍ノ強壯ヲ増シ人民ノ利益ヲ得ル者実ニ莫大ナリ。

陸軍會計給養ノ國家ニ緊要ナル素ヨリ論ヲ待タズ、算盤一粒ノ差國家ノ興廢全軍ノ勝敗ニ関ス、実ニ精密ヲ尽サスンハアルヘカラサル者也。故ニ此官ヲ撰フヤ只常人ノ材能アル者而已ヲ以テ此任ニ當ツヘカラス、必先ツ数年兵隊ノ諸務ヲ学ヒ、然後此学ヲ講シ從テ又其事ヲ習ハシメ、追次其職ニ任スベシ。若シ不レ然シテ不学ノ人ヲシテ此任ニ當ラシメハ、必ラス其帳簿上

ノ加減乗除能ク其理ニ合スト雖モ自國他國ノ比較ニ於テ加減乗除スルノ理ヲ知ルヘカラス。此理ヲ知ル事実ニ會計ノ至要ナリ、不_レ可_レ不_レ學ナリ。

山田は軍医の良否が軍の強さを左右し、軍医としての教育を為さなければ、国家及び人民の損失に関わるとして、軍医には優れた者を選び、軍医としての教育をするべきであるとしている。そして、軍医教育の方法としては、数年は兵隊の諸務を学んだ後に、医学を順次学ばせて職に任ずるべしと説いている。

このように、陸軍では軍医には軍陣医学など、特別な教育を行う必要性を認識していたが、江戸時代には医師に関する資格制度は存在せず、医師の資格水準には相当のばらつきがあり、そのような状況が軍医育成と軍医の定員確保を困難にしていた。

一八七四年八月十八日、文部省は全七十六条からなる「医制」を東京・京都・大阪の三府に公布し、医師開業免許制度、医薬分業などの医療・衛生行政に関する方針を示した。

しかし、当時は漢方医が大勢を占め、医師総数

二八、二六二名のうち漢方医が二三、〇一五名で、洋医は五、二七四名しかおらず、開業の医師二八、二六二名中、その八割に当たる二三、〇一五名は漢方医であった。⁵³ 一八七六（明治九）年一月十二日には「医師開業試験ヲセシム」を⁵⁴制定し、試験科目（物理学科学大意、解剖学大意、生理学大意、病理学大意、薬剤学大意、内外科大意）を制定したが、試験制度を実際に導入すると極端な医師不足をもたらすとして、従来からの開業医に対しては学歴・職歴を報告させ、引き続き医業に従事することを認める措置をとることとなった。

さらに一八七七年八月十六日「医術ヲ以テ奉職スル者ハ試験ヲ須ヒス免状交付」(内務省達乙第七十六号)⁵⁵が出され、「奉職履歴医」と呼ばれていた、維新以来医師をもって官省に勤務し、あるいは地方公立学校病院において教授又は治療を専任し、当初より一家をなす者は従来開業の医師と同様、医師試験は免除されることとなった。試験免除とされた対象は八項目で示されたが、その中には、「陸軍省軍医副及ヒ軍医試験補以上」「海軍省軍医副以上」という項目も設けられた。

軍医学校規則では、生徒は軍医学校入学時に五等生徒に採用され、試験のたびに合格者は上の級に進級し、一等生徒の時に試験に合格すれば、軍医試補（見習軍医）に任命されて本病院での実習を経てから軍医業務に就き、その後正式の軍医である軍医補に任命されるというシステムであった。⁵⁶ 軍医補は軍医部の官制の一番下に位置するが、士官または尉官にあたる階級であった。つまり、軍医はすべて士官以上に位置づけされていた。

一八七九年に「医師試験規則」⁵⁷ が達せられ、試験規則が統一される。さらに一八八三年十月二十三日には、「医師免許規則」⁵⁸ 及び「医術開業試験規則」⁵⁹ が布達され、医師は原則として「医術開業試験を受け内務卿より医業免許を得た者たること」となり、医師の制度に関しては一応の基礎が築かれた。しかし一八八四年に於ける医師の総数は四〇、八八〇名であり、そのうち近代西洋医学を身に付けた医師（大学卒業、官立私立医学校専門学校卒業）は、五八〇名と一割強でしかなかった。⁶⁰

陸軍では陸軍委託軍医学生として、東京大学医学部を卒業した者を一八八一年以降、年間十名程度を軍医生徒とし

て採用しても、必要な軍医需要数を確保することはできなかった。⁶¹

陸軍は軍医の需要に対処する方法として、一八八三年七月十日、「陸軍軍医講習生仮規則」（陸軍省達甲第二五・乙第七八）を定めていた。この規則は、軍医ではないが、医療知識のある陸軍内外の者（衛生下士官兵と医術開業医免状所有者）を軍医講習生に採用して、五ヶ月間、軍陣外科や軍陣衛生学のような陸軍軍医に必要な科目を教授し、軍医試補または少尉相当の軍医（当時の呼称は三等軍医）に任官させる事を可能とした。⁶²

黒沢氏によると各鎮台の技術の平準化を促進するため、陸軍省が一八七五年八月に制定した「検閲使職務条例」では、「二等看病人が検閲使の検閲に合格すると軍医試補に昇任することができた」システムがあったことを報告している。一等看病人が受けた検閲科目は、「医官と共通であった」とあり、一八七九（明治十二年）の科目は扶卒須知・包帯・報告文であった。その後検閲科目は年々変化し、一八八二（明治十五年）年には生理学・軍陣外科・外科病医案となり、戦場で求められる治療方法に関する内容へと変

化する。⁶³

この検閲による昇格システムは、陸軍内部の者で軍医試験となれる道が一等看病人にあり、優秀な看病人を育成することが、軍医不足を補うだけでなく、軍医部の士官を確保する一つのシステムとして存在していたと評価することができる。

しかし、そのようなシステム制定にも関わらず、必要な軍医数を満たすことはできない状況であり、軍医養成と補充をさらに確実なシステムとして整えることは、陸軍にとつては軍備拡張をする上で、早急に対策を講じなければならぬ事項であつた。

三 看護卒を対象とした一年志願兵制度の創設

一八八三年十二月二十八日、徴兵令二回目の大改正が行なわれ、第十条に「年齢二十歳二満タスト雖モ、満十七歳以上ノ者ハ現役ヲ志願スルコト得」との条項が設けられ、これにより志願兵制度が創設された。さらに第十一条では、

年齢満十七歳以上満二十七歳以下ニシテ官立府縣立学校（小学校ヲ除ク）ノ卒業証書ヲ所持シ、服役中食料

被服等ノ費用ヲ自弁スル者ハ願ニ因リ一箇年間陸軍現役ニ服セシム。其技芸ニ熟達スル者ハ若干月ニシテ帰休ヲ命スルコトアル可シ。但常備兵役ノ全期ハ之ヲ減スルコトナシ

という条項が定められ、一年志願兵制度が創設された。この第十一条の一年志願兵制度は、看護卒を対象とし、官立府県立学校の卒業証書のある者で、経費を自弁できるものが一年志願兵として看護卒になることができた。

看護卒を対象とした一年志願兵制度以外に、経費を自弁する制度としては、一八七四年に制定された士官学校条例（陸軍省布第三六九号）では、士官生徒について「入学初二期年間ハ修学ノ費ヨリ被服食糧ニ至ル迄總テ官給トス」とされ、一八八一年七月の士官学校条例の改正（陸軍省達甲第一五号）では、士官生徒に官費生と自費生の二種が設けられていた。自費生は「集学費用及ヒ寝具ヲ除ク外被服食料ノ費用ハ一切之ヲ上納セシムルモノ」とされ、一八八三年の納金額は一箇年百円内外であつた。⁶⁵ 八四年・八五年は、一ヶ月八円であり、これは当時の経済水準ではかなりの高額であり、自弁費用が収められたのは地方の地

主か資産家の子弟など、有産者や上流階級に限られた。看護卒を対象とした一年志願兵に対して経費自弁の費用として提示されたものも、同額であったのではなかったかと考えられる。しかし実際には、該当者は免役制や猶予制にかかれて、一年志願兵制度による看護卒志願を願ひ出る者はほとんどいなかった。⁶⁶

徴兵令は、憲法発布一カ月前の一八八九年一月二十二日に三回目の改正が行われ、法律第一号として発布されたが、徴兵令が改正を重ねるその過程で検討されたポイントとして、加藤氏は、左記の三点を指摘している。⁶⁷

一つは、免役条項を漸次減らして人材のプールを大きくすること、二つめは兵営で三年間の教育・訓練を終えた兵士に関して故郷に帰してからの半拘束期間を延長すること、三つめは戦時増員できるような予備将校をたくさんつくること、である。一

さらに、戦時に必要とされるのは兵士ばかりではなく、戦時の第一線の指揮に立つべき将校（少尉以上）、それ以外の野戦隊、後備隊などの指揮官、軍医を確保しなければならなかったとしている。⁶⁸

軍医の育成と確保という問題は、前述したような医師資格制度の問題や教育システム、教育機関（医学教育のできる大学の不足）の問題があり、特に軍医は軍陣外科学などの知識と実践の治療力を必要とし、その育成には時間を要し、陸軍という組織内だけで解決できる問題ではないという課題を抱えていた。さらに、軍医といえども陸軍における指揮官となれば、軍人としての態度や士気も求められており、その軍医と軍医部の士官候補生を確保しなければならぬという現実的な問題状況は依然として存在していた。

また、西南戦争で経験した衛生要員の兵卒となる看護卒不足に対しては、一八七九年十月二十七日の徴兵令改正における第三条制定に伴う、一八八三年二月二〇日の「明治十六年看病卒取扱手続」の制定によって、既定の学科を終了した兵士には「二等看病卒」に任命できるシステムが確立されるなど、補充制度の整備は着々と進められていた。しかし、未だ衛生要員の下士（看病人）育成に関するシステムは存在せず、そのような状況の中で制定されたのが、第十一条の看護卒を対象とした一年志願兵制度であった。

陸軍が一年志願兵の対象を看護卒とした目的は、一八八五年四月四日に大山巖によつて提出された「徴兵令第十一條ニ掲クル一箇年志願兵中本年入営ノ歩兵並ニ看護卒取扱手續左之通相定候條此旨相違候事」(全十項)(以下「徴兵令第十一條一箇年志願兵看護卒取扱手續」とする)に盛り込まれている。その要旨を左記に抜粹する。

第一項 ……(略)……看護卒ニ在テハ徴兵看護卒取扱手續第九條ノ第一教科ノミヲ該隊ニ於テ教習セシム可シ

第五項 看護卒志願者ハ徴兵看護卒ト共ニ之ヲ為サシメ而シテ徴兵看護卒取扱手續第九條ノ第一教科ヲ卒レハ之ヲ該地陸軍病院ニ附屬セシメ同條第二第三教科ヲ教習スルノ後其進歩ノ程度ニ從ヒ適宜ノ學術ヲ教授ス可シ

第七項 志願兵中品行方正勤務勲励ニシテ技芸ニ熟達シ下士ノ任ニ堪ユ可キ者ハ滿期若クハ帰休ヲ命スルノ際歩兵ハ聯隊長看護卒ハ病院長下士適任証書ヲ附典ス可シ又教育上拔群ノ結果ヲ得タルモノハ歩兵ニ在テハ聯隊長看護卒ニ在

テハ病院長ヨリ鎮台司令官ニ具状シ許可ヲ得テ士官適任書ヲ附与ス可シ

第八項 鎮台司令官士官適任書附与ノ具状ヲ受クルトキハ…(略)…看護卒ハ其軍医本部長ニ移牒シ三等看護長ニ任スルノ後之ヲ許可ス可シ

第九項 軍医本部長ハ前項鎮台司令官ノ移牒ヲ受ケ若クハ東京陸軍病院長ノ具状ヲ受クルトキハ陸軍卿ノ許可ヲ得テ三等看護長ニ任ス可シ

(傍点筆者付記)

この条例の中で注目したいのは、「下士適任証書ヲ附与」することと、「三等看護長ニ任ス」方法が定められたことである。

「明治十六年徴兵看病卒取扱手續」の第九條で看護卒が学ぶ教科として規定されたものは全十教科であったが、翌一八八四年六月二十五日に改正され、教科は十二教科に増えた。第一教科から「看病卒心得書」が削除され、第三教科には「看護法」「伝染病者看護法」「調剤法大意」などが加わっており、看護卒志願者と徴兵看病卒とは、学ぶ教

科に違いはなかった。しかし、同じ教科を終了した後の昇任については、徴兵看病卒は「二等看護卒」に任じられるのに対し、第十一条による看護卒志願者は下士階級である「三等看護長」に任じられることが可能となった。

さらに、「志願兵中品行方正勤務勉勵ニシテ技芸ニ熟達シ下士ノ任ニ堪ユ可キ者ハ満期若クハ帰休ヲ命スルノ際」に、病院長が「下士適任証書」を附典するシステムができたことは、戦時に看護に関する知識と技術を習得している兵士を、下士として確保するシステムができたことを意味した。

おわりに

一八八三年十二月二十八日に行われた二回目の徴兵令改正に於いて、その第十一条で一年志願兵制度が創設され、対象は「看護卒育成にあつた」ということに焦点を当て、なぜ看護卒が対象とされたのか、その目的は何であつたのかを探ることを本稿の主題としてきた。

陸軍では、一八七三年に、陸軍武官官等表の会計部の下士階級に看病人が、兵卒に看病卒が位置づけられたが、そ

の時点では志願兵（壮兵看病卒）を募っていたという歴史があつた。また、一八七二年十月に制定された「軍医寮職員令並事務章程」第十六条の附録「看病人設備法則」の中では、「看病人中優勝ノ者ヲ撰シテ看病人長ニ命シ」と定められており、壮兵看護卒になることで、下士階級である看護長に昇格できるシステムがあつた。しかし、西南戦争を経験したことで、看護の知識と技術を習得した看護卒と、その看護卒を監督する看護長の育成と確保という問題に陸軍は直面した。

さらに陸軍では、義務兵制度においてはその兵が傷病に罹つた時は、国家は最上の治療を施すべきであるとの考えを持つており、国内において西洋医学教育を受けた医師がさらに軍陣医学教育を受けた者が軍医になるべきであるとの考えを持つていたが、³⁰ 医師養成には年数を要し、戦時に負傷兵を治療する軍医の不足は、西南戦争において看護長・看護卒不足と同じく問題状況にあつた。特に、對外戦争を視野に入れた軍備拡張政策に於いて、師団編制に向け、軍医の確保は陸軍にとつては大きな課題であつた。

このように、軍医・看護長・看護卒不足とそれぞれの育

成と補充という問題状況の存在に対して、陸軍が考え出したシステムが、軍医試補に匹敵する衛生部下士に、優秀な看護長を活用するシステムにあつたと考えられる。つまり、一八七三年の徴兵令改正に伴う一年志願兵制度創設の対象が「看護卒育成」とされた目的は、これらの問題状況に対する解決策の一つであつた。

一八八五年四月四日に大山巖によつて提出された「徴兵令第十一條一箇年志願兵看護卒取扱手続」によつて、「一年志願兵制度」の対象は「看護卒」であつたことは確認できた。

看護卒を対象としたその目的は、一年志願兵として志願してきた「看護卒志願者」には、徴兵看護卒と同様の教科を履修させたのち、下士階級にあたる「三等看護長」に任命するシステムを確立することで、戦時に必要となる衛生要員の下士階級を確保することにあつた。

さらに本稿のもう一つの課題である大山の考えていた「医治」改革であるが、陸軍衛生部では一八八二年五月に陸軍軍医本部課僚となつた森林太郎に普魯西国陸軍衛生制度取調を命じており、森は『医政全書稿本』（全十二巻）

を編述し、医務局長橋本に提出するなど、衛生制度改革に向け、すでに陸軍内では積極的に動き始めていた。

強い軍隊を作るためには、兵力の低下に直結する兵士の健康管理は重要であり、西南戦争凱旋兵士によるコレラの全国的な蔓延と検疫の問題⁷²、薬剤師の問題⁷³、脚気論争⁷⁴、ジュネーブ条約加盟問題⁷⁵など、明治十年代には陸軍が取り組まなければならない「医治」改革問題は山積みであり、一八八六年に陸軍省内に設置された医務局が中心となつて「医治」問題に取り組んでいくこととなる。⁷⁶

註

- 1 上法快男『陸軍省軍務局史 上巻 明治・大正編』（芙蓉書房、二〇〇二年）九六一—一〇一頁、初代陸軍大臣は大山巖、一八八六年二月に初代事務次官に桂太郎が就任し、軍区、人事局、輜重局の廃止を行い、陸軍次官のポストを設けて桂は自ら就任した。その後、一八九〇年三月に本格的な改革に着手し、統制的調整的部局として「軍務局」を新設、省中には軍務、会計、医務の三局と、法官部を置いた。医務局には、第一、第二の両課を置き、第一課は軍医監一名を課長とし、教育、被服、衛生材料

などに関する事項を、第二課は、一二等軍医正一名を課長として、衛生部の戦時事務、軍医学校、衛戍病院、報告、統計等の事項を司った。

2 上法『陸軍省軍務局史 上巻』八九頁。

3 クレメンス・ウイルヘルム・ヤコブ・メツケル一八八五年三月十八日陸軍大学校へ契約期間二年間で雇い入れ、月給は四百五十円。一八八六年からは別段手当てとして月百五十円が、一八九〇年三月には契約が一カ年延長され、別段手当として月二百五十円が支払われた。

4 外山操・森松俊夫『帝国陸軍編制総覧 第一巻』（芙蓉書房出版、一九九三年）。二七頁。メンバーは児玉源太郎歩兵大佐、桂太郎少将、川上操六少将、寺内正毅歩兵大佐、真鍋斌歩中佐、小坂千尋少佐、井上詳歩兵少佐、長沢六郎歩兵少佐などであった。

5 外山・森松『帝国陸軍編制総覧 第一巻』二七頁。

6 篠原宏『陸軍創設史 フランス軍事顧問団の影』（リプロポート、一九八三年）四一七頁。メンバーは、大山巖ら十五名。大山以下、三浦梧楼（士官学校長、中将）、野津道貫（東京鎮台司令官、少将）、橋本綱常（陸軍病院長、軍医監）、川上操六（近衛歩兵第一聯隊長、大佐）、桂太郎（参謀本部管西局長、大佐）、小池正文（会計局

副長、会計監査）、矢吹秀一（海防局員、工兵少佐）、村井長寛（砲兵大隊長、砲兵少佐）、清水俊（総務局庶務課長、歩兵少佐）、小阪千尋（陸軍大学校副幹事、教授、参謀大尉）、馬場命英（士官学校中隊長、歩兵大尉）、伊地知幸介（砲兵大隊副官、砲兵中尉）、野島丹藏（東京鎮台付歩兵中尉）、保賀致正（会計局付三等軍吏）。

7 宇野俊一校注『桂太郎自伝』（平凡社、一九九三年）九七―九九頁。

8 宇野『桂太郎自伝』一〇〇頁。

9 「大山陸軍卿経費定額減削シ能ハサル理由ノ上奏」（伊藤博文『秘書類纂一〇 兵制関係資料』明治百年史叢書 第一一九巻、原書房、一九七〇年）二四八―五四頁。

10 厚生省医務局『医制百年史』（ぎょうせい、一九七六年）五頁。一八六八年三月七日「西洋医術之儀是迄被止置候得共自今其所長ニ於テハ御採用可有之被仰出候事」との西洋医術差許の布告を發布した。

11 厚生省医務局『医制百年史』六頁。

12 新村拓『日本医療史』（二〇〇七年、吉川弘文館）二二五―二三八頁。戊辰戦争で銃創を負った兵士に対する治療を行なったイギリス公使館付医師ウイリアム・ウイリスの功績により、明治政府はイギリス医学の採用に

向けて動いていたが、明治二年に医学取調御用掛に任じられた元佐賀藩医相良治安と越前藩医岩佐純の意見により、ドイツ医学の採用が決定した。

- 13 厚生省医務局『医制百年史』一一―一二頁。「資料編」三六―四四頁。医制の草案は初代医務局長相良治安が衛生制度編制の大綱を八十五条の「医制略則」にまとめ、二代目医務局長となった長与専者が全文七十六条の成案をまとめたといわれている。

- 14 陸軍軍医団編『陸軍衛生制度史(昭和編)』(陸上自衛隊衛生学校修親会、一九九〇年)六一―二頁。明治時代における陸軍衛生機関の中央機関は、一八七一年から一八七二年までは軍医寮、一八七三年から一八七八年までは陸軍本病院、一八七九年から一八八五年までは陸軍軍医本部であった。しかし実際には陸軍本部には次長以下の専任者しかおらず、その長は陸軍本病院長が兼務していた。一八八六年以降は陸軍省医務局へと変遷し、陸軍軍事行政の医事・衛生に任ずる中央機関として存在した。

- 15 陸軍軍医団編『陸軍衛生制度史』第四編第五章の「看護制度」参照。
- 16 拙稿「衛生隊編制に向けた陸軍看護制度の第二次改

革」(『国士館史学』第一四号、二〇一〇年三月)八五―一〇四頁。

- 17 拙稿「陸軍の衛生要員補充制度の成立過程」(『軍事史学』第四六号第二号、二〇一〇年九月)一一―二六頁。

- 18 徴兵令の改正は一八七五年一月五日にも行われたが、大改正が行われたのは一八七九年一月二十七日が最初であり、吉田裕氏『国民皆兵』の理念と徴兵制(由井正臣・藤原彰・吉田裕)軍隊 兵士(岩波書店、一九九二年)で、第一回目の改正は一八七九年十月二十七日、第二回目の大改正が一八八三年十二月二十八日とされており、本論文もそれに準じている。

- 19 松下芳男『徴兵令制定史』(五月書房、一九八一年)四九二頁。松下氏はこの第十一号は、比較的知識を必要とする看護卒をとる目的であったとしており、予後備役幹部養成のためではなかったとしている。
- 20 菊池邦作『徴兵忌避の研究』(立風書房、一九七八年)四二七頁。

- 21 安藤忠「国民教育と軍隊―陸軍一年志願兵制度に関する一考察―」(『日本大学教育制度研究紀要』二二―二六、一九九一年)二一―五七頁。メッケルは、一八八三年改正の徴兵令を批判し、兵役上の特権者(徴

- 兵免役。徴取猶予)を認めてはならないこと、予備將校養成の重要性を主張した。
- 22 徴兵忌避の研究では、菊池邦作『徴兵忌避の研究』(立風書房、一九七八年)。安藤「国民教育と軍隊―陸軍一年志願兵制度に関する一考察―」がある。また、一ノ瀬俊也「第二章 大正デモクラシー期における兵士の軍隊生活」所感二『近代日本の徴兵制と社会』吉川弘文館、二〇〇四年)六一―一〇五頁では、一年志願兵と一般兵それぞれの所感に対する考察を行なっている。
- 23 松下『徴兵令制定史』一四〇頁。
- 24 松下『徴兵令制定史』一六六―一七〇頁。
- 25 藤原彰『日本軍事史(上巻) 戦前篇』(社会批評社、二〇〇六年)五七頁。
- 26 藤原『日本軍事史』八六頁
- 27 松下『徴兵令制定史』四四二―五二頁。
- 28 加藤『徴兵制と近代日本』九〇頁。
- 29 松下『徴兵令制定史』四七四―四八四頁。
- 30 一八七四年、「看病卒」は「看護卒」に、「看病人」は「看護長」に改称された。本稿でも改称以前は「看病卒」、改称後を「看護卒」として記載している。
- 31 明治はじめ、陸軍では日給の看病人を使用しており、その雇い入れに関しては、一八七二年十月に制定された「軍医寮職員令並事務章程」の十六条の附録「看病人設備法則」(五項目)に基づいて採用されていた。「体质強健ニシテ信実ナル者ヲ撰ヒテ身分ヲ本質ノ地方官ニ質シ看病人ヲ命シ病兵ノ看護ヲナサシム」であり、学力に関する規定はなかった。
- 32 「陸軍病院條例」(全七五条)一八七五年十月十七日。陸軍省、国立公文書館所蔵。
- 33 「看病人看病卒服務概則」一八七五年十一月十日。陸軍省、『第六 太政類典』(太政類典・第二編・明治四年―一〇年)国立公文書館所蔵。
- 34 陸軍省『陸軍病院扶卒須知』(一八七四年、陸軍文庫)。筑波大学中央図書館所蔵。
- 35 広田照幸『陸軍将校の教育社会史 立身出世と天皇制』(世織書房、一九九七年)七九―九二頁。健軍当時は士官学校で教授されるような学術を習得した者は絶対的に不足しており、西南戦争の時には、一般からの壮兵(志願兵)が募集され、その中には将校や下士もおり、戦争後も「引続服役望願ノ者ハ願意聞届其儘勤務可為致」(一八七七年十月二十七日陸軍省違号外)により、軍隊内に留まる道があった。『大阪陸軍臨時病院報告摘要

- 第一号』（明治十一年六月、国立公文館所蔵、内閣、記録材料）に記されている看病人（下士階級）は一等看病人二名、二等看病人十名、三等看病人三十九名であり、そのほかに、「患者取締曹長」として十四名の氏名が残っている。曹長は「看病人と同等にあたるが、その職務などは不明である。「壮兵看病人」として看護を隊で学んでいた兵士とは別に、下士不足から一般から壮兵を曹長階級で「患者取締曹長」として雇い、看護に関する知識及び技術の習得度の違いから、「壮兵看病人」と區別していたと考えられるが、詳細は不明である。
- 36 明治時代は衛生部看護卒の補充に関しては、明治初年より種々の変遷を遂げることから、『衛生制度史』（陸軍軍医団編、一九一三年）では、「看護制度」と題されている。
- 37 陸軍軍医団編『陸軍衛生制度史』三二八—三二九頁。看病卒は明治初年より志願兵使用していたため、志願兵である「壮兵看病卒」と徴兵制によつて集められた看病卒は「徴兵看病卒」として、その配属場所や指示命令系統などが明確に區別されていた。
- 38 『明治十六年徴兵看病卒取扱手続』一八八三年二月二〇日、内閣官報局『法令全書（第十六—二）』（原書房、一九七六年）。八一七—一九頁。
- 39 陸軍軍医団編『陸軍衛生制度史』（小寺昌発行、一九一三年）三三三頁。
- 40 看病卒の学ぶべき教科は「明治十六年徴兵看病卒取扱手続」の第九条で定められた。第一教科（基本体操術・生徒徒歩教練・看病卒心得）、第二教科（人体造構ノ概略・三角繙帯用法・看病卒背囊入諸品・患者運搬法）、第三教科（救急要法・繙帯撒絲ノ製造・繙帯通術）の十教科であり、第一教科を配属された隊で教習した後、第二・三教科は陸軍病院で教習することとなった。
- 41 太田臨一郎『日本近代軍服史』（雄山閣出版、一九七二年）一八八頁—一九〇頁。フランスでは、人・装備・被服の管理を会計部が行っていたことで、それに倣い看病人の所属は会計部とされた。
- 42 一八六九（明治二）年に、京都河東に仏式伝習所が設置され、主として山口・岡山兩藩から選抜されたものを生徒として洋式兵法の教育が始められた。一八六八年には京都に設置された兵学所が大阪に移され兵学寮となり、翌年には仏式伝習所も大阪に移り、歩兵教導隊が創設された。一八七一年には、教導隊は東京へ移され教導団と改称された。一八七二年二月に各府県に出された生徒募集の規定には、「元藩士族卒」からの志願者を対象とし

ていた。しかし、二年後には華士族平民のすべてから生徒を募集することとなった。

43 外山・森松『帝国陸軍編制総覧 第一巻』一六頁。明治五年に歩騎砲工輜重の五兵となった。

44 士官育成のルートや志願者の学歴などに関しては広田『陸軍将校の教育社会史 立身出世と天皇制』(第一部進路としての軍人)三五―一六九頁)に詳細に書かれている。

45 外山・森松『帝国陸軍編制総覧 第一巻』一六頁。

46 石黒忠恵『懐旧九十年』(岩波書店、一九八三年)二〇七―二一五頁。陸軍が模範としたフランス式では軍医の最上官は大佐相当であった。明治初年頃は、漢方医が大半を占め、戊辰戦争で勝利を納めた薩摩藩医が医員となったが、軍医としての能力に乏しく、松本は淘汰と試験によって軍医の採用を決めることに苦心した。

47 「軍医寮職員令並事務章程」内閣官報局『法令全書(第五巻―2)』(原書房、一九七四年)九六八―九九〇頁。

48 陸軍軍医学校編『陸軍軍医学校五十年史』(一九三六年)二―三頁。

49 熊谷光久「明治期陸軍軍医の養成補充制度」(『軍事史学』第四六号第二号、二〇一〇年九月)二七―四五頁。その

他陸軍軍医に関する研究としては、西岡香織「日本陸軍における軍医制度の成立」(『軍事史学』第二六号第一号、一九九〇年六月)二四―三九頁。また、海軍の軍医育成に関する論文としては熊谷光久「明治期海軍軍医の養成と補充」(『政治経済史学』第五二四号、二〇一〇年六月)一―二七頁を参照されたい。

50 陸軍軍医学校編『陸軍軍医学校五十年史』五頁。

51 明治一八七七年に東京医学校発足と同時に陸軍官費生として十名が採用された。陸軍軍医生徒には毎月六円が支給された。第一回陸軍委託軍医学生として入学した生徒には、森鷗外、賀古鶴所(卒業後は陸軍軍医副に任官)、小池正直(陸軍軍医副に任官後、明治三十八年には軍医總監に昇進)、谷口謙(明治三十二年六月から三十四年三月まで陸軍軍医学校校長を務めた)、江口襄(明治十四年七月陸軍軍医副となったのちは司法関係の役職を多く務めた)、菊地常三郎、鹿島武雄がいた。

52 由井正臣・藤原彰・吉田裕「軍隊 兵士」(岩波書店、一九九二年)九六―九七頁。山田の「建白書」は、明治四年十一月に岩倉使節団に随行し、軍制調査を行ない、明治六年六月に帰国してまとめた報告書である。篠原「陸軍創設史 フランス顧問団の影」三五四―六〇頁。篠原

- 氏は、山田はこの「建白書」で、「兵は凶器である」という基本認識のもと、形式上での強兵を排し、智識・学問を身につけた常識ある者の徴兵を説いたとしている。
- 53 厚生省医務局『医制百年史』五七一頁。
- 54 「医師開業試験ヲセシム」厚生省医務局『医制百年史』(資料編)五〇頁。
- 55 「医術ヲ以テ奉職スル者ハ試験ヲ須ヒス免状交付」厚生省医務局『医制百年史』(資料編)五二頁。
- 56 熊谷「明治期陸軍軍医の養成・補充制度」三〇頁。
- 57 「医師試験規則」厚生省医務局『医制百年史』(資料編)五四頁。
- 58 「医師免許規則」厚生省医務局『医制百年史』(資料編)五六頁。
- 59 「医師開業試験規則」厚生省医務局『医制百年史』(資料編)五七二―七三頁。
- 60 厚生省医務局『医制百年史 付録』五七一頁。
- 61 熊谷「明治期陸軍軍医の養成・補充制度」三三頁。
- 62 熊谷「明治期陸軍軍医の養成・補充制度」三四頁。
- 63 黒澤嘉幸「明治の陸軍看護技術」『日本医史学雑誌』第四十卷第二号、一九九六年六月、二〇一―二〇八頁。検閲は全国に三人の検閲使が担当。検閲の成績は部隊の評価になったため、各隊ともその対策に力を入れたとある。
- 64 広田『陸軍将校の教育社会史』三三二頁。陸軍士官学校條例が出され、一八七四年に士官学校が発足し、一八七〇年に士官候補生制度を導入するまでの陸軍士官学校生徒を通例では「士官生徒」と呼んだ。
- 65 広田『陸軍将校の教育社会史』四八―四九頁。
- 66 陸軍軍医団編『陸軍衛生制度史』三二五頁。一八八五年より一年志願兵中看護卒志願者を召募するがその人数は甚だ少なかった。
- 67 加藤『徴兵制と近代日本』八二頁。
- 68 加藤『徴兵制と近代日本』八二頁。
- 69 「徴兵令第十一条ニ揚クル一箇年志願兵本年入営ノ歩兵並ニ看護卒取扱手続左之通相定候條此旨相違候事」内閣官報局『法令全書(第十八卷一)』(原書房、復刻原本明治二十三年刊、一九七七年発行)二三五―三三九頁。
- 70 石黒『懐旧九十年』二六四頁。
- 71 宮本忍『森鷗外の医学思想』(勁草書房、一九七九年)一四頁。
- 72 笠原英彦『日本の医療行政 その歴史と課題』(慶応義塾大学出版会、二〇〇七年)二七―三三頁。
- 73 同右 二二―二四頁

74 新村拓『日本医療史』二四六―二四八頁。

75 黒沢文貴、河合利修編『日本赤十字社と人道援助』（東京大学出版会、二〇〇九年）西南戦争の際、佐野常民と大給恒が博愛社を設立。一八八六年六月五日、ジュネーブ条約に加入し、軍隊負傷者を救護する看護人を養成することを視野に、働き始めていた。

76 一八七五年六月、衛生行政の文部省から内務省への移管に伴い、「医制」のうち医学教育に関する規定が削除された。

研究ノート

一九二〇年代における「国民外交」論——言説に見る論理と知識人の役割——

堀内 暢 行

はじめに

本稿の目的は、一九二〇年代の日本において、当時国際社会に頒布した「新外交」を日本社会がどのように認識・受容したのかを考察することにある。ここでいう「新外交」とは、一九一八年、アメリカ大統領ウッドロー・ウィルソン (Woodrow Wilson) が提唱した「十四箇条の平和原則」に基づいた、民主外交に代表される New Diplomacy を指す。²

執筆者の問題感心は、主に大戦間期に国際舞台で活動した太平洋問題調査会 (Institute Pacific Relations、以下 I P R と略称) を通して、国家外交における民間人 (知識人) の

役割を明らかにすることにある。実はこの問題感心を明らかにする上で、上述の目的は密接に関連している。

I P R は、一九二五年から一九六〇年まで活動し、今日、I P R 研究において非政府組織 (Non-Governmental Organization) のパイオニアとして評価されている。I P R が表向き、非政府性を内外に宣明していたことや、その活動が関係国の政治外交問題に踏み込んだ調査・議論を主としたことが、こうした評価に大きく影響していると思われる。さらに、I P R の活動に対しては、戦間期を通じて、太平洋地域、特に東アジア地域に根ざす数多くの難問に翻弄されつつも、民間レヴェルにおいて国際交流を継続し、平和を目指した団体として描かれており、その活動は「民

間外交」として評価されている。⁵

一方で、当該期における民間団体の活動の第一義は、国際交流にはなく、国家を背景とした主張を対外的に発信する主体とする批判が学会に提出されている。この指摘は、それまでの民間団体研究において「民間外交」という用語の定義を曖昧にしたまま使用したことを問題視し、今日の外交用語である「民間外交」と当時の日本における「新外交」＝「国民外交」論を比較・分析し、その結果を根拠とした批判である。

両者の当該期における民間団体の活動に対する評価を巡る相違は、もちろん本研究においても、重要な論点であると考え⁷。さらに付け加えるならば、IPR研究においては、その活動を分析していくなかで、現在の外交概念である「民間外交」という民間交流を用いた外交手法をIPRの活動に見たのに対し、後者は「国民外交」という同時代から団体を見る必要性を説いている。つまり、両者の分析対象に対するアプローチは全く違う。よって、おのずとその評価は変わってくる。執筆者は、対象を出来る限り同時代性のなかで分析することに妥当性を得るとの観点か

ら、後者の視点を支持するものである。

しかしながら、芝崎氏の主張についても、疑問が残る。というのも、一九二〇代における「国民外交」に関する論理がそのまま一九三〇年代に至っても普遍性を持ち得たのは甚だ疑問だからである。本稿の課題はここにある。

芝崎氏自身が指摘しているように、外交的用語である「国民外交」は、日露戦争後にその起源を遡ることが⁹。以後、今日に至るまで使用されている。¹⁰このことから「国民外交」を巡る言説空間は、その時代環境に応じて、概念・字義は大きく変転していったと考えられるし、その実践も同様であろう。二〇年代・三〇年代は大きく状況が転換していった時代であったから、このことは殊更ではなかったか。

そこで、IPRが活動を開始した、一九二〇年代に「国民外交」とはどのように認識されていたのか、「国民外交」において知識人層の役割とはどのように説かれていたのかを確認したい。具体的には、いくつかの同時代の中に提出された論説を分析することにより明らかにしたい。二〇年代に限定したとはいえ、「国民外交」に関する論説は余り

に多いため、絞り込まざるを得ない。そこで、以下の三人の論説を中心扱うこととしたい。

第一に、信夫淳平の論説である。当論は、芝崎氏が用いた素材である。同氏の「国民外交」に対する分析は、同研究を行う上で有益であり、古典外交論者と評される信夫の同時代における評価を加味すると重要視すべき素材であろう。¹¹そこで、芝崎氏の主張を確認しつつ、同論説から上述の課題についてさらに踏み込んだ分析を試みたい。

第二と第三に、信夫の論説と比較するために、当該期に現役外務官僚であった埴原正直と森島守人の論説を扱う。つまり、信夫・埴原・森島という新旧外務官僚が本件についてどのような考えを持っていたのかを検討するのである。現役外務官僚の言説を確認することによって、「国民外交」と直接対峙する外務省の本件に対する認識の一片を見る事は、本稿の研究課題を明らかにする上で有用であろう。本稿では触れられないが、森島は日本IPRの活動に外務当局者として関わる場面が多く、埴原は日本IPRに参画しておりその点についても、両者の論説を扱うことは重要であると考えらる。

以上の三つの論説を主に用い、さらに他の論説で補完しつつ、本稿を進めていくこととしよう。

一 古典外交論者の「国民外交」認識

信夫は、「国民外交の本質」と題する論考を一九二六年に執筆した。¹²執筆当時、信夫は既に外務省を退官し（一九一七年）、早稲田大学の講師として、主に国際法の講座で教鞭を執っていた。¹³そのなかで、日本IPRの活動にも参加している。¹⁴

信夫の論説は、「国民外交」そのものに対する主張と、「官僚外交」に代表される「旧外交」の弊害に関する主張との、二つの軸で構成されている。

信夫はそれまでの外交を「旧外交」にいわれる「官僚外交」・「軍閥外交」として捉え、「国民外交」と「相容れず」とし、「旧外交」を批判した。特に、官僚外交については大きく紙面を割き、官僚の語源から「官僚外交」という外交的手法自体について具体的に六点挙げ、「六大悪要素を不幸にして悉く具備し居る」とした。¹⁵

さらに、右記の「六大悪要素」による弊害を五点挙げ、

国民不在の「官僚外交」的外交手法を攻撃した。挙げられた点はどれもが、外務官僚としての資質（国民に対して排他的な外交思想・考え方）に起因した批判であった。続けて「官僚外交の打破は外交界刷新の第一階梯である。此の階梯を昇り着れば、其の余の刷新は刃を迎へて解くが如くである」と書いているように、信夫にとつて、「官僚外交」の打破は「国民外交」を進める上で必須条件であつた。¹⁶

「官僚外交」が現存し、それを打破しなければ「国民外交」を推進することはできないという考えを有していたのである。以上から、信夫は「国民外交」が未だ実践段階になく、その論理および国家外交におけるその重要性を認識した上で、それを実践するための環境作りの段階にあると認識していたといえる。

右のように、信夫の「国民外交」の必要性に対する認識を読み解く限り、芝崎氏が指摘しているとおり、信夫は「旧外交」に対するアンチテーゼとして「国民外交」を捉えていたとする評価は妥当であろう。

一方で、信夫が「国民外交」において、国民の存在を重要視する主張していたことは注目すべきであろう。信夫が

「国民外交」における国民の役割についてどのような考えを持っていたのか、次に確認していきたい。

信夫は、世上における「国民外交」に関する議論について、その内容は曖昧模糊であるとし、字義のイメージに起因する、「国民による外交」という概念を否定する。¹⁷ その上で、「国民外交」には二つの意義があるとした。第一に、「国民の時代思潮を酌み、国民の対外的自覚を代表して政府の行ふ所の外交」であり、第二に、「国民が政府の形式外交を離れ、対手国の国民との間に互に誠意を披瀝して意見を交換し、意志の疎通を計り、將た特定の行為に由りて友情を表彰し、依つて以て国交の親善に寄与する」ことの二点である。¹⁸ 第一の点については、前述の「官僚外交」からの転換を求める論理として理解できる。むしろここで注目したのは第二の点、すなわち国民の役割についての定義である。

論説の冒頭で、「国民外交」という用語の字義に起因するイメージからの「国民による外交」は、「外交機関の主体は須らく行政当局の責任者に統一的に専属せしむべき」ものであり、「一頭主義たるを要す」として信夫は強くこ

れを否定していた。¹⁹さらに、国民に対する批判を投げかける。国民が「外交を以て外交官の専門業と為し国民の日常生活に没交渉のものと為して之を外交官なる專業者に一切を委任し」ているとし、その原因に「外交は己れ等自身物であるとの信念が無い」ことを指摘した。その上で、「国民外交は国民の健全なる時代思潮に実力的基礎を据へたる外交」であるとして、外交に関する国民の自覚の欠如を指摘した。それは「国民外交なるものは成立しやうがない」と感嘆する程であった。²⁰

そもそも、信夫は外交における一般民衆の対応についての歴史を振り返り、「怪佻的」として批判的な国民観を有していた。²¹その上「官僚外交」を否定し、国民の自覚の下に「国民外交」を推進することを主張したのである。その根拠には、知識人に対して批判しつつも「国民の習癖を匡正」する必要性を求めており、「国民外交」において一般民衆を包括することを理想としていたと思われる。²²

それでは、信夫のいう「国民の自覚」とは何を指すのであろうか。²³

この点について、信夫は国民を「識者」（知識人）に置

き換え、限定して説明する。「国民外交」を推進する上で、「識者階級の後援」を必要主体として、「国民の識者階級が世界に於ける自国の地位を自覚し、外に対しての存立及び向上を要求するに於て、茲に外交上に謂ふ所の国民の自覚なるものを認める」ことが出来るとした。²⁴

一方で、一般民衆に対しては「遠来の朝野名士に対し政府者の接待以外に市民が歓迎の誠意を表示」すること等を求めた。つまり、民衆には「国民外交」上、世論としての主体性を捨象し、国民的精神の（対外的）発露という国際親善的性を求めたのである。²⁵

一方で、信夫は「（国民外交）が」最も効力の發揮するのは、多くは何か大事の起った日で、政府を鞭撻し若くは政府と共同的に国民の意思を徹底せしむるの必要に逢着たる場合である。随つて国民外交の特に偉大なる発動は、概言するに臨時的である。然るに政府の外交は、有事の処しては無論であるが、其の實際の働きは寧ろ表面何等の事なき日にありて、即ち其の性質において継続的である。²⁶（傍線執筆者加筆、以下同）と、主張した。こうした主張は、特に信夫独自のものではなく、実は、石井菊次郎も「国民

外交」の効用について、同様の見解を示している。²⁷しかし、ここで注目すべきは傍線部の「政府と共同的に国民の意思を徹底せしむる」にある「国民」である。右の実例として、歴史を振り返り、不平等条約の回復・日露戦後の三国干渉時の日本社会を挙げて、「国論は期せず相一致し」することが、外交交渉を「後援」することとなったとし、「一國の外交当局の性格、抱負、意図が国民の其れと合致し、国民の其れを最も正確に代表するときに於て、外交の成果は最も的確に挙げられる」と述べ、「国民外交の精神は実に此にある」とした。²⁸当時、三国干渉によつて、日本の輿論はもちろん、一般民衆レヴェルにおいても、反対集会が起きるなど、日本社会全体が反対を掲げて沸騰したことは周知のとおりである。

これらを加味して考える時、「国民」の語には、やはり一般民衆を包括した国民を理想として想定していたと考えべきではなからうか。しかしながら、一般民衆を組み込む上で、知識階級の役割を重要視していたことは留意すべきであろう。さらに、信夫の「国民外交」論における効用は、用語が創出された日露戦後における実践を抜け出る

主張を打ち出せていない。この点を説明するために、次項では森島の論説を見ていきたい。

二 「国民外交」の具体的実践の提唱

前項では「旧外交」下に外務官僚であった、信夫の「国民外交」に関する主張を確認した。そこで、本項ではその比較として現役外務官僚であった森島守人の論説を見ていきたい。

一九二六年、国際連盟協会の機関誌『国際知識』²⁹に「国民外交の基調―徐々に機運は来りつゝあり」と題する論説を寄稿している。その副題に「徐々に機運は来りつゝあり」とあるとおり、「国民外交」が未だ実践段階に無いことを森島は認識していた。それでは、森島は「国民外交」の状況をどのように捉えていたのであるか。

論説の冒頭、「国民外交」を巡る国内の議論について「我國民多年の問題であつた普通選挙法も既に制定せられ、民衆の意志に立脚し民衆の利害を対象する政治の実現に向はんとする今日、国民外交の提唱せらるゝことは何等不思議ではないとして、民衆的議論を歓迎する。その根幹には「外

交政策の樹立並に運用に當つても専制主義や官僚主義を排除し、デモクラシーの精神を基調とすべしといふ外になら³¹ない」と、「旧外交」に対するアンチテーゼとして、さらに民主主義的精神の発露として議論を見ていたことが指摘できよう。

森島は、「国民外交」を欧州戦後の「新外交」というよりも、大正デモクラシーの国内的潮流に立脚した視点を以て見ていた。それは、「国民外交」を「多数国民の意思に立脚し、多数国民の利益を対象せる外交の実現を期するの手段方法として外交に対する民衆的監督の十分に行はるゝことを要求するもの」との認識に窺える。さらに、「政治の一部門たる外交」という外交観がそれを支えていた。³²

信夫は、「国民外交」における「国民」は知識人層として捉える場合が多く、一般民衆の役割は親善にあることを主張したことは、前項で確認した。これに対して森島の「国民外交」観は、「外交に対する民衆的監督」の要求とあるように、一般民衆を強く意識した主張を展開していた。この点について森島は、「国民外交の実を挙ぐる為には一國の外交方針及び外交政策に対しては公正なる論議の自由が

許されねばならない。従て輿論に依る公正なる批判と監視が行はれねばならない」として、「国民外交」を推進する必須要件として主張している。確かに、森島は「外交の監督」には、政府を監督すると同様に、議会にその役割を持たせることを強く主張している。³³しかし、その主張もまた、「国民の代表機関たる議會」という認識があることから、森島の言う輿論とは、一般民衆を捨象した知識階級のみを指し示しているものではないことが解る。

森島は「外交の民衆的監督」について以下の四点を挙げている。第一に、「国民外交」の字義を意識するあまり官僚による外務行政の総てを否定することは出来ないこと。第二に、各対外交渉案件について、国際関係上及び該問題の性質上非公開とすること。第三に、「国民の側に於ては政府監督の責任を完了するが為に平素から国際的知識の涵養に努め政府に依る外交を批判するの能力を具備する事に心掛くるを要する」こと。第四に、民衆が外交的議論を行えるよう、「秘密外交」を排除すること、の四点である。³⁵

第一、第二の点は、信夫の主張と重なるところが多い。ここで興味深いのは、第三・四の点である。

信夫の外交的民衆観は、強い疑念を有していた。森島も

また、日本の民衆の外交観の欠如について認識していた。

そして、その原因に「我国の如く開国以来僅に半世紀余を出でず国民の国際的知識並国際的生活に対する訓練の乏しい国」であることを指摘している。³⁶つまり、一般民衆に外交的教育を施すことにより、「外交の民衆的監督」は実現すると森島は主張したのである。信夫は、政府の鞭撻監視の役割を知識階級に要求し、一般民衆の「国民外交」における役割を区分けしたが、森島は飽く迄一般民衆の外交的發露を以て「国民外交」が成る立つと主張し、民衆が抱える外交観の欠如の克服を図ることを提言し、信夫が捨象した民衆を包括した「国民外交」論を展開したのである。

さらに、森島は外務行政・政府による外交方針策定について「専門家の研究の結果や知識を基礎とし且各般の方面から国家全体の利害を考慮し、大局より総合的判断を下すが為政治家の存在を必要とする事必然」³⁷であると、知識階級・政治家の役割について具体的な提言を行っている。これは、国家外交において知識階級が民間団体に結実する可能性を示すものである。「国民外交」下における外務行政

のあり方を指し示しているといえよう。

ここまで見てきたように、両者の「国民外交」に対する認識には、根本的な相違があった。一時的な効果として「国民外交」を見た信夫と、国内政治体制の変革としてそれを見た森島という違いである。さらに両者には、「国民外交」という新たな外交形態において、一般民衆に対する「目」と世情を国政のどのレベルまで反映させるかという点につき考えの乖離があったといえる。付言するならば、森島の主張はどれも「国民外交」に適應した国内システム（環境）の変革に充てられたものであり、対外活動については、一切触れられていない。とりわけ非常時にその効用を求めた信夫に対して、森島は平常時から「外交の民衆的監督」を求めたことは、両者の「国民外交」観の決定的違いを示している。こうした「国民外交」観の相違は、その契機をどこに位置づけるのか、また「国民外交」の原義である「新外交」を国内環境にどのように適應させようとしたのかという考えが大きく影響したものと思われる。

それでは、「外交の民衆的監督」を行う上で森島が重要視した民衆への外交的教育とは如何なるものであったので

あろうか。

三 国民の外交的教育論

森島と同じく現役の外務官僚であった埴原正直は、これまで見てきた論説とは異なり、「国民の外交的訓練」と題した論説を一九二六年に寄稿した。³⁸

論説の冒頭、国際協調の精神が重視されるようになったとして、「旧外交」から「新外交」への転換を認めている。³⁹ その転換は、「政治は民意民権と云ふ合理的基礎の上に行はれねばならぬとする近代政治思想の発達に伴ふ当然の結果」であるとし、「民衆の政治的自覚が齎らした一つの福音と看做すべきであろう」と、森島と同様に大正デモクラシーの潮流から「国民外交」を認識していた。その結果、「一国外政の衝に当る政治家の責任は固より重大であるが、其の政治家を動かす勢力を有する国民も亦其の責を分たない訳には行かぬ」と、国家外交の責任を国民が分担する必要性が生じたことを指摘した。⁴⁰ この指摘は信夫に通じるものである。埴原は信夫と同様に一般民衆の役割を重要視していたのである。

論題が示すとおり、埴原は一般民衆に対する外交的教育を説く。その論拠が興味深い。これまで見てきた信夫・森島両者とは異なり、埴原は一般民衆の外交に対する自覚の欠如ではなく、第一に「今日の世界に於ては（中略）国民の輿論が結局其の国の外交政策を支配することになる」と、外交に対する一般世論の動向に着目している。⁴¹ この結果、例えば一般世論が時に「激昂し民心の圧迫に遭ふては政府も其の意に反しながら、戦争の渦中に引込まるゝことは時として有り得る」という危惧を生むこととなる。⁴² そのため「一般国民が外交に関し健全なる理解を有し、斯の理解に依り其の不断の行動を規律して行く習慣を養ふことが極めて大切である」と、一般民衆に対する外交的教育を恒常的に施策する必要性を説くに至った。⁴³ 外交的な知識を持ち合わせていない一般民衆は、こうした施策によつて「自国側に有利な議論も又不利な主張も同じ心持を以て冷静に之を較量計量するの雅量を以て国民が当該問題に臨み、其の代表者たる外交当局の之に対する施策の当否を公平に判断する」ことに繋がる⁴⁴とした。

埴原の議論は、森島と同様、一般民衆を内包した「国民

外交」観を持っていた。しかし、外交的教育の必要性を説いた両者もまた、その議論には相違があった。「民衆的監督」にその役割を求めていた森島に対し、埴原は、一般世論が国家外交を「支配」していくであろうと予見していたのである。

おわりに

以上、「国民外交」に関する論説を見てきた。「はじめに」で記したとおり、当該問題の論理を明らかにするには、さらに関連する論説を読み進める必要がある。それは、今後の課題としたい。しかし、本稿として結論を出すならば以下の事が指摘できるであろう。

第一に、一九二〇年代、その立脚点がどうであれ「旧外交」からの転換が認識された。即ち、様々な主体——ここでは主に知識階級を指す——が「国民外交」という新たな外交形態のなかに参画する必要性が説かれていた。それは、これまで見てきた論説に共通していた。

一方で、その方法は模索の段階にあったと言わざるを得ない。森島の言葉を借りるならば、「我国の実状を見るに

国民外交に対する要求の熾烈なる割合に之を実現すべき具體的方法に至つては未だ何等の議論をも見て居ない」と「国民外交」を巡る議論が未だ発展途上にあることを指摘している。実際、これまで見てきた論説には、その認識・主張に大きな乖離があった。よって、論説を以て「国民外交」を定義することは困難を極める。このことから、芝崎氏の信夫の論説に依拠した研究史批判は妥当とはいえないのではなからうか。

そうした「国民外交」を巡る環境のなかで、IPRをはじめ多くの民間団体が活動を開始した。「国民外交」の実践は、論理的模索の中で並行して行われたものとして理解すべきであろう。興味深いことに、今回扱った信夫・埴原は団体に所属して活動し、森島も外務当局者としてその活動に対応した。つまり、各々の「国民外交」概念を実践していたと思われる。この点は、対外的「国民外交」論の理解を複雑にしているといえる。

第二に、「国民外交」を推進する上で、一般民衆の外交への参加が必要だと指摘されていた。その解決に国民の外交教育が提唱された¹⁵。その具体的方法については、知識人

による執筆活動等を通じた啓発活動が埴原によって主張されてきた。また、国民に対する外交上の啓発活動は団体の活動規約に多々盛り込まれていた。つまり、この点が机上の論理と実践が唯一合致した点であったことが指摘できる。一方で、そうした団体がどのような啓発活動を行ったのかはあまり分析されていない。当該期における「国民外交」を明らかにするためには、残された課題の一つといえよう。

こうしたことを踏まえて、当該期における国家外交と民間団体による活動の連関、特に団体としての活動の方向に着目した分析の中で、戦間期における「国民外交」論を明らかにしていきたいと考える。

了

註

- 1 本論では、日本社会が「新外交」に対応できたか否かという点については論究しない。詳細については、下記を参照されたい。千葉功『旧外交の形成―日本外交一九〇〇―一九一九』(勁草書房、二〇〇八年)／熊本史雄「大正「新外交」と外務省記録―機構改革と分類規

定改編をめぐって」(『近代史料研究』第三号、二〇〇三年三月)。

- 2 詳細については、下記を参照されたい。A. J. メイア著 斎藤孝他訳『ウィルソン対レーニン―新外交の政治的起源 一九一七―一九一八年―』I/II (岩波文庫、一九八三年)。

- 3 IPR研究は他の団体と比べると多いものの、実はIPRそのものを中心に置いた研究は決して多くは無い。ここでは、そのなかでも特に本論に関係するものを挙げた。参照されたい。山岡道男『太平洋問題調査会「研究」』(龍溪書舎、一九九七年)／片桐庸夫『太平洋問題調査会の研究―戦間期日本IPRの活動を中心として―』(慶應大学出版、二〇〇三年)。また、当該期における民間団体研究において重要と思われる研究として以下参照されたい。緒方貞子「国際主義団体の役割」(細谷千博他編『日米関係史 開戦に至る十年 3 議会・政党と民間団体』東京大学出版会、一九七一年、「新装版二〇〇〇年を使用」)／入江昭著 篠原初枝訳『権力政治を超えて』(岩波書店、一九九八年)／松村正義『新版 国際交流史―近現代日本の広報文化外交と民間交流―』(地人館、二〇〇二年)。

- 4 日本 IPR の民間性については、拙稿、「一九二九年第三回太平洋会議に関する一考察―満洲問題討議の準備過程における日本 IPR を中心に―」（『東アジア近代史』第一号、二〇〇八年三月）及び「日本 IPR の形成と外務省―資金と構成員を中心に」（『国史館史学』第一二号、二〇〇八年三月）を参照されたい。
- 5 例えば、前掲、片桐庸夫『太平洋問題調査会の研究』。
- 6 芝崎厚士『近代日本と国際文化交流―国際文化振興会の創設と展開』（有信堂高文社、一九九九年）三五―三九頁。
- 7 IPR 研究に対して、芝崎氏が研究の素材として扱ったのは国際文化協会であり、分析対象が違うものの、両者ともに各団体を通して当該期における民間団体に普遍的見解をとっている。
- 8 もちろん、それまでの IPR 研究の成果を否定するものではない。
- 9 前掲、芝崎厚士『近代日本と国際文化交流』三七頁。また、IPR 研究においても同様のことが指摘されている。例えば、前掲、片桐庸夫『太平洋問題調査会の研究』頁。
- 10 例えば、連合軍による日本占領後の一九五三年に雑誌『改造』では「国民外交」についての特集座談会が組まれている。このように今日では「国民外交」は「民間外交」と同義で使用される例が散見される。また、国家外交に一般国民が踏み込めるのか否かについては、今日も議論の余地がある。
- 11 酒井哲哉「古典外交論者と戦間期国際秩序―信夫淳平の場合」（『国際政治 日本外交の国際認識と秩序構想』第一三九号、二〇〇四年）後に、同『近代日本の国際秩序論』（岩波書店、二〇〇七年）所収。
- 12 信夫淳平「国民外交の本質」（『外交時報』第五一三号、一九二六年四月）。
- 13 信夫は、一八九七年に外務省に入省以降、主に日本併合下にある朝鮮にてそのキャリア積んでいた。経歴の詳細は省略する。
- 14 信夫は、一九二九年に京都で開催された「第三回太平洋会議」に参加するとともに、会議直前に日本 IPR が発刊した『満洲問題叢書』（新渡戸稲造編、太平洋問題調査会、一九二九年）にも寄稿している。
- 15 前掲、信夫淳平「国民外交の本質」、三七頁。
- 16 同前、四〇頁。
- 17 同前、二四―二七頁。
- 18 同前、二七―二八頁。
- 19 同前、二五頁。

- 20 同前、二九頁。
- 21 同前、二五頁。
- 22 同前、三四頁。
- 23 同前、二九頁。
- 24 同前、二九、三〇頁。
- 25 同前、三三頁。
- 26 同前、三五頁。
- 27 石井菊次郎『外交余録』（岩波書店、一九三〇年）。
- 28 同前、三一頁。
- 29 国際連盟協会・機関誌については、以下を参照されたい。
池井優「日本国際連盟協会―その成立と変質」『法学研究』第六八卷第二号、一九九五年）／岩本聖光「日本国際連盟協会―三〇年代における国際協調主義の展開」『立命館大学人文科学研究所紀要』第八五号、二〇〇五年三月）。
- 30 森島守人「国民外交の基調―徐々に機運は来りつつあり」『国際知識』第六卷第六号、一九二五年五月）。
- 31 同前、一二頁。
- 32 同前、一二頁。
- 33 例えば、議会に外務委員会の設置を求めるなど、具体的な提言を行っている。同前、二二―二三頁。
- 34 同前、二〇頁。
- 35 同前、二〇頁。
- 36 同前、一三頁。
- 37 同前、一九頁。
- 38 埴原正直「国民の外交的訓練」『外交時報』第五〇六号、一九二六年）。
- 39 同前、一一頁。
- 40 同前、一二頁。
- 41 同前、一七頁。
- 42 同前、一二頁。
- 43 同前、一七頁。
- 44 同前、一三―一四頁。
- 45 信夫の場合、それは強く主張されなかったものの、その民衆観から必要性を認識していたことと思われる。

『藤岡屋日記』における記述変化の考察

藤岡志保

はじめに

これまで須藤由蔵著『藤岡屋日記』（以下『日記』）は、その記述を題材とした研究がなされてきた。しかし『日記』がどのような史料群であるかの検討はなく、わずかに南和男氏が「解題藤岡屋日記」のなかで印象を言及しているのみである。よって本稿は『日記』そのものを分析の対象とし、その記述量と内容の変化を分析することにより、『日記』がどのような情報集であったのかを明らかにすることを目的とする。高部淑子氏は「情報を考える場合情報集それ自体の分析が最も重要。」としているが、『日記』ではこれがなされておらず、分析をおこなっていく必要があると私

は考える。

一 記述の分類とその内容

記述を「殿中」、「法令・届等」、「火事」、「事件」、「市井」の五項目に分類し、件数を出した。これらの項目については実際の史料を用いて説明する。

「殿中」は幕府の人事や行事、大名のその日の動きや將軍関係者の慶弔の記述を分類した項目である。

○（文久元年）六月十日

一 今朝、増上寺天親院様御霊前江、御名代、水野

出羽守。

一 月並之講釈有之、林大学頭勤之。

九鬼式部少輔

嫡子 同 延之助

病氣二付、願之通隠居被仰付之、家督無相違、嫡子

延之助江被下之。

右於波之間、老中列座、美濃守申渡之。

二丸御留守居

時服三

山口権右衛門

名代 桜井正次郎

御書物奉行

同

江連小市右衛門

名代 江連真三郎

右老衰二付、願之通御役御免之旨、且年寄候迄相勤

候二付、拝領物被仰付旨、於御右筆部屋椽類、列座同

前、同人申渡之、若年寄侍座。

奥御右筆

新御番

鈴木 帶刀

右被仰付旨、於中之間、列座同前、同人申渡之、侍

座同前。

一 紀伊守、登城無之。

これは文久元年六月一〇日の記述である。この日は名代が靈前に参詣、林大学頭による講釈、家督相続、御役御免による下賜、新番任命があった。また、紀伊守は登城していない。なお、今回の分類では大名の叙任に関する記述も「殿中」に含むものとした。

「法令・屈等」は触れや大名が老中などに提出する書簡、公使館への書簡を分類した項目である。大名が老中に提出した書簡として次のような史料がある。

○（文久元年）八月十五日

諏訪（忠誠）因幡守内意

（大和守）

私義、御役中、和宮様御下向御供被仰付之、御内々

金三千兩拝借被仰付、且別段出精之思召を以、從御手

許、御内々金二千兩被下置、難有仕合奉存候、然ル処、

此度、御役御免被仰付候二付而は、右御用筋も不相勤、

其儘拝借、且拝領仕罷在候義、甚以恐入候義と奉存候

間、拝借金之方是一時二上納仕度奉存候、拝領金之方

は如何相心得可申哉、此段御内慮奉伺候。以上。

八月十五日

諏訪因幡守。

諏訪忠誠が御役御免になる以前、和宮の下向にお供した際、金を拝借、拝領した。拝借したほうは上納したいが、拝領したほうはどのようにすればよいか、老中久世広周に宛てたと思われる。冒頭の「諏訪因幡守内意」は由蔵により題された可能性が考えられるが、確証はまだ得られていない。このような記述は「法令・届等」に分類する。

○英吉利国ミニストル江

以書翰申入候、先頃其使臣館江徒党乱妨ニ及び候者共之内、柳鉞三郎・石井金之助・千葉昇平吟味詰候処、申披無之旨申立、不届ニ付今日死罪ニ行ひ候、尤其余之者共は追々召捕罪し候節、猶又申入候、拜具謹言。
(文久元年) 十二月二十五日 久世大和守

安藤対馬守

仏蘭西ミニストル江

亜墨利加ミニストル江

同文言。

公使館で「徒党乱妨」に及んだ者のうち「柳鉞三郎・石井金之助・千葉昇平」を「死罪」にし、他の者も追々召し捕らえ罪に処すると記されている。このような公使館への

書簡も「法令・届等」を含む。

「火事」は出火場所、被害状況を表す記述を分類した項目である。ぼやであった場合もここに分類する。また「届」の記述であっても火災やぼやの記述はここに分類することとする。なお、史料から意図的に火を付けたととれる場合は「事件」の項目に分類した。

「事件」には殺人、喧嘩、窃盗、狼藉などの経過の記述、またその取調や処罰の記述を分類した。これらの記述はどのような悪事をおこし、処分に至ったか端的に書かれているものもあれば、事件のいきさつが詳細に記され、処分はこうなると評定所で言い渡された「覚」が記されていることもある。あるいは端的に記したあと、「届け」や「覚」が合わせて記していることもある。

○(文久元年) 三月九日

引廻し死罪

北八丁堀新銀町地地、こしや悴

久次郎

此者儀、十三歳之村、猿若町三丁目の芝居二而、市川市蔵、天竺徳兵衛の狂言見物致し、是乃悪心発し、

帰り二直ニ質屋江忍び込候由、右は引窓方綱ニて下り

候処ニ、番頭是を見付て捕へ、異見致し、金二分遣し、

追逃し候由、久次郎、是ニて味を覚へ、捕へられてさ

へも二分ニ成候とて、是より大賊ニ相成候よし、右は

五ヶ年之間之賊ニ而被召捕、引廻し死罪也。

蝦蟇の術尽て芝居の夢が覚。

久次郎は「天竺徳兵衛」の狂言を見物し「悪心」をおこ

し、盗みに入ろうとしたが、番頭に捕らえられた。しかし、

番頭は若かつた久次郎に「異見」し、「金二分」を遣わした。

これに味を占めた久次郎は、その後「大賊」になつたが、

結局は「引廻し死罪」となつたという。また事件の詳細は

不明であるが、「揚屋へつかわす」などと記されている場

合もここに分類する。なお、心中については「市井」で扱

うこととする。

「市井」は以上の四項目に分類されない記述となる。史

料をあげて説明しよう。

○享和四甲子年（文化元年）二月

松平相模守領分因幡国松原村

郷士 鎌部儀左衛門

同人妻

千七百七十一

此度公江被召呼御尋之上、永代拾五人扶持二被仰付

銀十五枚拝領、当二月十三日御暇被下置、領主方在所

ニ而普請金百兩拝領、尚又足輕下部都合差添、昨日本

実子惣領

清左衛門

千四百三十九

同人妻

千四百三十七

孫

万之助

千四百三十八

同人妻

かかね

千九十八

曾孫

平十郎

千六十四

同人妻

い志

千五十七

(以下略)

郷士鎌部儀左衛門とその妻は、それぞれ一八三歳、

一七一歳で、孫の万之助も一〇〇歳を超えている。このよ

うな長寿一族に関する記述は他にもみられるが、真実かど

うか疑わしいものである。

○（文久元年）四月四日

狸之怪談御届之事

乍恐以書付奉申上候

重郎兵衛

武州豊島郡小塚原町百姓忠兵衛煩二付、五人組佐兵衛奉申上候、右兵衛借家松五郎義、家内四人暮し二而、農間飛脚渡世罷在候処、(中略) 当月朔日朝五ツ時頃、家内之者共一同、朝飯可給と土瓶へ茶を入置候処、水二入替り有之候二付、不思議と存、又候茶を仕替、五才二相成候小兒ニ為押置候処、右土瓶自ら凡忝間半程も動出し候を、眼前松五郎見請、驚き入、早速家主江為相知候二付、一同立合見届候処、其節親類之者共、見舞ニ罷越、(中略) 其外種々之義有之、誰仕業共相分不申、殊二昼而已二而、夜分ハ右様之儀無御座候、全狐狸之仕業ニ可有之哉。(以下略)

其方義、当三月七日牛込通寺町より出火及大火、同町九ヶ町之内類焼致し候者・焼残り候其日稼之者共七百九人江、一人二付玄米二升五合宛、都合十七石七斗五升差出し候段、奇特之義二付、右之趣申上、為褒美銀三枚為取遣ス。(以下略)¹¹

天保一三年三月七日におこつた火事の際、重郎兵衛は「同(牛込通寺)町九ヶ町之内類焼致し候者・焼残り候其日稼之者共七百九人」に施行をし、これが奇特であるとして「褒美銀三枚」が遣わされた。なお、「火事」の件数には含まない。

○当(天保九年)六月、殊之外寒く、八九月頃之如し、七月十二日方暑く成、依之米やうく六七分実入、諸色殊之外大高直、下々者大難義也、米四斗三四升位、麦ハ当年大豊年なり、七月廿七八日、大雨降、依之又く冷氣二相成候。¹²

由蔵は天変地異や物価の変化にも興味を示していたことがわかる。

○(天保一三年) 寅年四月

○ 卯年(天保二年) 正月廿八日

小石川御・笥町、儀兵衛店

飯田町定火消

近藤彦九郎組

時谷般五郎

同人妻

今日三ツ子出生、何れも男子にて存命ニ罷在候。

鉞之助

鋒之助

鎔之助

御扶持人之事故、別段御扶持下されず候よし。¹³

当時三ツ子の出産は珍しかったのであろうか、この他にも三ツ子出産に関する記述はあった。

○（天保一二年）七月朔日

箱根會我社、浅草観音境内之念仏堂ニ於て六十日之間開帳有之、六月十二日当地江到着也、其節江戸中講釈師・富士講、大勢にて御迎ニ出、群集致すなり。¹⁴

天保一二年浅草寺での開帳は講釈師・富士講が出迎え、大勢集まったとのことである。

○ 文政八乙酉年正月七日

浮世絵師歌川豊国死、五十七、三田聖坂功運寺ニ葬す。

称熊吉、一陽齋と号す、哥川豊春の門人にして一家

をなし、享和以来世に行れたり、門人数多有之、柳島

法性寺の碑蔭に見へたり。¹⁵

浮世絵師歌川豊国の死について記されている。この他にも石川雅望など、文化人の逝去に関する記述はみられる。

○（天保一三年）苗売

御逢大客のないや

役人ニちへのないや

音物さゝげ物のないや

屋敷ニ三味線のないや

町家ニ商内のないや

女郎ニ客のないや

二丁町ニ芝居のないや

あまり思ひやりのないや

是も天せいぜひもないや。¹⁶

天保一三年の不況の様子を表しているのだろう。不況を皮肉った記述は他にもみられ、まとまって記される傾向がある。

以上のように『日記』の記述を「殿中」、「法令・屈等」、「火事」、「事件」、「市井」に分類した。次にこれらの年次的変化を追ってみた。

すべての巻を分析することはできないので、以下の巻を選び、分析をおこなった。¹⁷「第一巻」（文化元々三

表1 『藤岡日記』記述分析一覽

『日記』巻数	記述年	殿中		法台・居等		政治的事項		火事		事件		市井		市井的事項		
		件数	(A)に対する比率	件数	(A)に対する比率	件数	(A)に対する比率	件数	(A)に対する比率	件数	(A)に対する比率	件数	(A)に対する比率	件数	(A)に対する比率	
	総数 (A)	143		38	26.6%	79	55.2%	9	6.3%	11	7.7%	44	30.8%	64	44.8%	
第1巻	文化1年	31	45.2%	3	9.7%	17	54.8%	2	6.3%	1	3.2%	11	35.5%	14	45.2%	
	文化2年	36	44.4%	9	25.0%	25	69.4%	2	5.6%	6	16.7%	3	8.3%	11	30.6%	
	文化3年	76	14.5%	26	34.2%	37	48.7%	5	6.6%	4	5.3%	30	39.5%	39	51.3%	
第1巻計		143	28.7%	38	26.6%	79	55.2%	9	6.3%	11	7.7%	44	30.8%	64	44.8%	
第8巻	天保1年	52	15.4%	2	3.8%	10	19.2%	3	5.8%	24	46.2%	15	28.8%	42	80.8%	
	天保2年	40	21	52.5%	2	5.0%	23	57.5%	1	2.5%	6	15.0%	10	25.0%	17	42.5%
第8巻計		92	29	31.5%	3	3.3%	32	34.8%	4	4.3%	30	32.6%	26	28.3%	60	65.2%
第14巻	天保13年	387	120	31.0%	108	27.9%	228	58.9%	14	3.6%	73	18.9%	72	18.6%	159	41.1%
第81～85巻	文久1年	947	494	52.2%	223	23.5%	717	75.7%	106	11.2%	70	7.4%	54	5.7%	230	24.3%

年から天保二年はそれほど多くはない。これが天保一三年

分類の結果、表1のような結果となった。件数は文化元

区切った場合もある。

に従ったが、校訂者により基準が異なるため、私の判断で

ては、基本的には『近世庶民生活史料藤岡日記』の校訂

区切った場合もある。

化がみられるよう、一卷に二年分、一年分、複数巻にわた

である。「第一巻」の収録年数が三年であることから、変

化がみられるよう、一卷に二年分、一年分、複数巻にわた

である。「第一巻」の収録年数が三年であることから、変

化がみられるよう、一卷に二年分、一年分、複数巻にわた

である。「第一巻」の収録年数が三年であることから、変

から五〇件ほどが記述されているといえよう。

の各年に対し漸増状況にあり、第一段階は一年あたり三〇

の文化三年の突出を除けば、「第八巻」の各年は「第一巻」

の各年に対し漸増状況にあり、第一段階は一年あたり三〇

の文化三年の突出を除けば、「第八巻」の各年は「第一巻」

の各年に対し漸増状況にあり、第一段階は一年あたり三〇

の文化三年の突出を除けば、「第八巻」の各年は「第一巻」

の各年に対し漸増状況にあり、第一段階は一年あたり三〇

の文化三年の突出を除けば、「第八巻」の各年は「第一巻」

の各年に対し漸増状況にあり、第一段階は一年あたり三〇

の文化三年の突出を除けば、「第八巻」の各年は「第一巻」

の各年に対し漸増状況にあり、第一段階は一年あたり三〇

一二倍増加している。しかし、これは天保の改革の影響を受け、増加した可能性も考えられる。改革の影響の有無については、のちに検討をおこなう。

第三段階は第二段階に対し、二・五倍ほど増加している。第一段階と比較すれば、決定的増加といえよう。その要因の検討ものちにおこなう。

二 記述内容の変化

記述内容の変化について、先に設定した段階別にみていきたい。まず、第一段階である。第一段階で件数の突出がみられる箇所は文化三年「法令・屈等」、「市井」、天保元年「事件」、「市井」、天保二年「殿中」である。先にも述べたよう、文化三年は芝車町で起きた火災により記述件数が増加している。「法令・屈等」は二六件中二二件、「市井」は三〇件中二四件が大火関連の記述であり、件数増加は芝車町の火災によるものいえる。この「法令・屈等」の二二件、「市井」の二四件を一とすると、この年の「法令・屈等」は五件、「市井」は七件で、総数は三三件となり、文化元年二年とほぼ同数で一年間の記述がされていることとなる。

表2 天保元年事件一覧

事件	該当記述
真野鉄太郎狼藉一件	4, 27
一場藤兵衛頼母子講事件	7, 8
シーボルト事件	10, 10-1, 10-2, 29
西丸大手御門における同士討ち	38, 38-2, 38-3

10-1, 10-2はミシンケイにより1件とする記述

天保元年の「事件」の件数増加の要因は取り調べと判決の記述が、別件として数えられていることである(表2)。「真野鉄太郎狼藉一件」を例にあげると、この事件の該当記述は四番と二七番である。四番は「正月十九日」²³の取調べの記述、二七番は「五月十九日」²⁴の判決の記述である。しかし、一事件あたり多くても記述されるのは四件で、文化三年の大火のように、関連したものがいくつも記述されたわけではない。また翌二年には「事件」総数が減少していることから、この増加はこの年特有のものであったと考えることが妥当である。²⁵同様な特有の例として天保二年「殿中」が挙げられる。天保二年の「殿中」は、重複した記述が「松平誠之助」²⁶に関連した三件であり、これといった要因はみつけないことができなかった。

一方で当時大きな出来事であった考えられることが、『日記』に記される件数が少なかったり、あるいは記述そのも

表3 天保改革の影響件数

	総数	影響あり		影響なし
「法令・屈等」	108	69	63.9%	39
「事件」	73	38	52.1%	35
「市井」	72	34(皮28、他6)	47.2%	38

のがなかったりする事例もみられた。文政一三年(天保元年)はおかげ参りが大流行したが、このことが書かれているのは四件である。また、「江戸の大火一覽」²⁷によれば、この年七月二日には本郷二丁目、一二月三日には小伝馬上町で火災発生しているが、これらに関する記述は一件もなかった。

以上第一段階では次のことがいえる。「第一巻」では、文化三年の大火の記述が非常に多くみられ、割合も大きい。しかし「第八巻」の天保元年「事件」や天保二年「殿中」はその年の総数に対する割合が高くて、文化三年のような記述の偏りはみられず、大流行したおかげ参りや大きな火災の記述がされていないなど、この段階では由蔵が情報屋として不徹底であったことがうかがえる。

第二段階は先にも述べたよう、改革の影響による件数増加の検討を要する。「法令・屈等」、「事件」、「市井」の三項目に改革の影響による増加が確認できた(表3)。表

にある「市井」の「皮」とは皮肉のことであり、「水野越前守御用ニて日光山江参り、帰りニ水戸江廻り、水戸殿方大きな鐘を拝領したり、是大身鐘也、水戸殿曰、越前守、其方ハおもひやりが無いから是を遣すと云也。」²⁹といった水野忠邦や改革を皮肉った記述をさす。また、「他」とはそれ以外の改革の影響をうけたと考えられる記述である。例をあげるならば山王祭の際、「御祭礼場所ニ而棧敷江金屏風を建ル事ならず、夜宮ニ見世ニて酒盛致ス事ならず、殿敷事ニて三味線の音も致さぬ夜宮なり。」³⁰といったものをさす。この「法令・屈等」、「事件」、「市井」は五〜六割ほどが改革の影響を受けたことがうかがえる記述であり、総数増加にも改革の影響は表れているといえる。

また、第二段階では第一段階にみられなかった記述も存在した。「殿中」に分類したもののなかでは「七夕之御祝義、惣出仕有之」³¹、「八朔御祝儀、惣出仕有之」³²、「重陽之御祝儀惣出仕有之」³³といった幕府行事に関する記述は第一段階ではみられなかった。

「市井」では開帳の記述を取り上げてみたい。開帳は

○ 当年開帳之分

一 湯嶋天神 三月朔日方六十日居開帳。
 一 神奈川浦島寺観音 深川八幡境内にて、同日方同断。
 一 成田不動尊 同前にて、三日方同断。³⁴ ……(以下略)

ように一年分まとめて年のはじめのほうに書かれることが多い(表4)。しかしこの年の成田不動尊の開帳を例と

して挙げると、二月三日に「成田不動尊、深川八幡江御着也。三月三日方開帳也。」³⁵と記し、三月三日にも「成田不動開帳、初日也。」³⁶と逐一記すという特徴がみられる。³⁷

以上のように第二段階は第一段階よりも件数が増加している。その要因のひとつとして天保改革の影響があげられる。また第一段階ではみられなかった記述も存在した。特

表4 開帳の記述の有無

西暦	年号	年	開帳の記述	西暦	年号	年	開帳の記述		
18	04	文化	1	○	37	8	×		
	05		2	○	38	9	○		
	06		3	○	39	10	○		
	07		4	○	40	11	○		
	08		5	○	41	12	○		
	09		6	○	42	13	○		
	10		7	○	43	14	×		
	11		8	○	44	弘化	1	○	
	12		9	○	45	2	×		
	13		10	○	46	3	○		
	14		11	○	47	4	○		
	15		12	○	48	嘉永	1	×	欠により不明
	16		13	○	49	2	○	日記	
	17		14	○	50	3	○	珍説	
	18	文政	1	○	51	4	×	欠により不明	
	19		2	○	52	5	○	珍説	
	20		3	○	53	6	○		
	21		4	○	54	安政	1	○	
	22		5	×	55	2	○		
	23		6	×	56	3	○		
	24		7	×	57	4	○		
	25		8	×	58	5	○		
	26		9	×	59	6	○		
	27		10	×	60	万延	1	○	
	28		11	×	61	文久	1	○	
	29		12	×	62		2	○	1月欠により不明
	30	天保	1	×	63	3	○		
	31		2	×	64	元治	1	○	
	32		3	×	65	慶応	1	○	
	33		4	×	66	2	×		
	34		5	×	67	3	×		
	35		6	○	68	4	×		
	36		7	○					

○… 1年分の記述あり
 ×… 1年分の記述なし

に開帳の記述は一年分がまとめて記されるだけでなく、逐一記されていた。内容は詳しくないが、このような記述の出現は由蔵が情報屋として成立し始めていたことを示すものだと考える。

さいごに第三段階である。件数は第二段階(天保一三年)が三八七件であったことに對し、九四七件と圧倒的增加といえる。各項目の件数は「殿中」四九四件、「法令・届等」二二三件、「火事」一〇六件、「事件」七〇件、「市井」五四件である。特に「殿中」は平均すれば一日一件以上記されていることとなる。そこで幕府の公的記録「昭徳院殿御実紀」(以下『実紀』)との比較をおこなった。

文久元年正月五日の『実紀』の記述は

五日

殿中無事。³⁹

である。一方『日記』には

○正月五日

一 殿中無別条。

一 明六日、如例年、寺社御礼有之。

一 諏訪因幡守快、今日登城。

一 堀出雲守、登城無之。⁴⁰

と記されている。この日はこれといった人事の変更、下賜などは行われなかったのだが、『日記』には翌日の予定、大名の登城の有無が記述されている。このような記述は『日記』にのみみられる記述である。また翌日の予定が書かれるということは、由蔵はこの情報を正月五日当日に得ていたとも考えられる。

『日記』五月三日の記述は以下のように記されている。

○ 五月三日

③

山内遠江守

寄合 大久保四郎左衛門

柴田七九郎

右、当秋駿府加番被仰付旨、於波之間、老中列座、

紀伊守申渡之。

表御右筆

金二枚

鈴木太刀之助

右、老衰二付、願之通御役御免、且年寄候迄相勤候

二付、被下旨、於御右筆部屋椽頼、列座同前、同人申

渡之。若年寄中侍座。

① 神奈川奉行調役並出役

金七両 鈴木慎一郎

御暇ニ付、被下之。

右於躑躅間、対馬守申渡之。

×一 大和守、登城無之。

×一 美濃守不快ニ付、今日登城無之。

御用番代、紀伊守勤之。¹¹ (記号、線部論者)

①～③は『実紀』で記されている順、×は『実紀』に記述がないことをあらわしている。記述の順は『日記』と『実紀』で違いがみられることもあるようだ。なお『実紀』では③波線部が「同前」、②波線部が「美濃守」となっていた。つまり、『実紀』では②、③を申し渡したのは、「美濃守」なのであるが、『日記』によればこの日、美濃守の登城がなかった(傍線部)。よっていずれかに誤りがあると思われる。由蔵がこの情報を当日に得ていたとするならば、内容の正確性よりもスピード性が重視されていた可能性も考えられる。

由蔵の市井への関心として「火事」の記述を考察していきたい。件数は一〇〇件を越え、著しく増加している。し

かし、これは公的な記述の「御届」とそうでない記述が別件となっている場合があるためで、実際の件数は八三件となる。この年、大きな火事はなかったが、¹²件数は増加していることから、由蔵が収集する情報の広がりであらわしていると考えられる。第三段階(文久元年)の「事件」は七〇件、「市井」は五四件で、件数は増加しているものの、割合としてみると、その減少は著しい。

三 情報屋の成立

「殿中」、「法令・届等」を「政治的事項」、「火事」、「事件」、「市井」を「市井的事項」として、件数の変化をみていきたい。第一段階は件数が少ないため、比率の変化が激しい。よって由蔵の編纂する「巻」でみていくこととする。

「第一巻」から「第八巻」にかけて「政治的事項」の割合は五五・二%から三四・八%と減少、「市井的事項」の割合は四四・八%から六五・二%と増加している。これはどういふことなのだろう。

これまで『日記』では、由蔵自身に関する記述が四件確認されている。¹³ そのうちの嘉永二年の記述によれば、由蔵

は家慶と同じ年で、嘉永二年当時は教え年で五七歳となる。つまり第一段階の文化元年は一二歳、天保元年は三八歳となる。また「誉田老人筆記」には、由蔵は「壯にして江戸に來りて、御本丸御廣敷請負人足、埼玉屋の寄子」であつたと記されている。つまり文化元年の段階では年齢が低く、古本を商っていたとは考えがたい。よつて「第一卷」は後年になつて書かれたものであると考えられる。一方「第八卷」は由蔵の年齢的にみれば、情報屋であつた可能性は考えられる。しかしその年の大きなできごとの記述を欠くなど、情報屋としての不徹底さがみられる。つまり得られた情報が『日記』に記され、割合となつてあらわれた。

第二段階（天保一三年）は由蔵は四二歳である。この年は「政治的事項」が五八・九%、「市井的事項」が四一・二%となつた。由蔵はこのころから「政治的事項」に興味・関心を持っていたのではないだろうか。天保改革は件数を増加させたひとつの要因であるが、それだけ由蔵の関心があつたことを示すものであり、情報屋としての成立と考えることができる。

第三段階（文久元年）は六一歳となる。「政治的事項」

は七五・七%、「市井的事項」は二四・三%と「政治的事項」の割合が高く、第二段階と比較しても「政治的事項」の割合は増大している。つまり由蔵の関心は「政治的事項」にシフトしていたということが出来る。これは情報への関心が高まつたというよりも、情報が自然に入ってくる環境にあつて記していたと考えられる。まさに「何くれとなく筆記せり」という状態で、情報屋としては成熟していたのだろう。

由蔵の死後、由蔵についてつづつたものには「怪むべきは身柄よき武家の來りて破蓮の片邊に着座して何か談話して余念なき様を見しこと数度なりける」、⁴⁹「折々諸藩之記録方杯も見え」、⁵⁰「各大名の留守居役が買ひに來た」などと記されており、由蔵が大名の家臣と接点を持っていた可能性をも示している。

『日記』に記されているものが売られていたと考えるならば、記述量の増大にともない、「政治的事項」が増加するということとは、「政治的事項」の方が売れる商品で、大名（の家臣）たちがこれを求めていたと考えることもできよう。

ここで各段階のはじまりの時期について検討をしてみよう。「第一二巻」⁵¹に収録される天保一〇、一一年の記述件数は、それぞれ一七七件、一四〇件であった。今回分析をおこなった第一段階（文化一〜三年、天保一〜二年）は三〇〜五〇件、第二段階天保一三年は三八七件であり、これは第二段階への移行の時期ととらえることができよう。先に第二段階では、第一段階にみられなかった記述が存在したことを述べた。このような点と合わせて検討していく必要がある。天保一〇、一一年と同様、「第二二〜二五巻」⁵²の嘉永二年の記述件数も数えた。嘉永二年は「日記」と「珍説」に分かれて記述される最初の年（最終年は嘉永五年）で、「日記」・「珍説」が年二冊づつ、合計年四冊が記された。今回私が「殿中」に分類したものは主に「日記」に記されているので「日記」を「政治的事項」、「珍説」を「市井的事項」とすると、「政治的事項」が四一四件、「市井的事項」が二六四件記されていた。総数としては第二段階と第三段階の過渡期にあるといえるだろう。しかし、「珍説」には「殿中」に分類したものが記述されていることがある。⁵³よってこの記述の内容検討により、嘉永期が第二

階と第三段階のどちらにあるか決定することができよう。

情報の変化と由蔵の生活の変化について考えてみよう。由蔵は弘化二年（一八四五）に表通りに店を構えたが、『日記』の記述件数に増加がみられるのは、これより前の第二段階の頃である。これは、由蔵の経済的余裕が生まれたことに『日記』が関係していることを示唆するものではないだろうか。表通りに出るにはそれなりに資金が必要であると考えられる。これは『日記』に記述された情報が売られていたという可能性を高めるものである。それであるとすると「本由は人の噂で飯を食ひ」という川柳が作られるのも不思議ではない。

おわりに

『日記』を分析した結果、記述件数は増大傾向にあり、そのなかで「政治的事項」が増加、「市井的事項」が減少にあることを証明できた。

しかし今回の『日記』分析は現存する巻数・収録年数からすれば、ごく一部であり、各時期の始期も推測にとどまっている。よって今回分析をおこなった巻以外も同様に、

分析をおこなう必要はあろう。また、『実紀』にはない詳細が書かれていることは、『実紀』の編纂過程を知ることにつながる。

(付記)これまで『日記』のなかで由蔵自身に関する記述は四件とされていたが、新たに一件を見いだすことができた。それは藤治郎という人物により由蔵に売り払われた古本が盗品であることが判明し、由蔵が吟味を受けたというもので、弘化四年二月五日付けの記述である。⁵⁶結果、由蔵は処罰されなかったが、盗品を出した藤治郎という人物は牢屋に入れられた。藤治郎は出牢するが、牢内で裸にされたことや、暴力を受けていたこともあり出牢後三日で死亡した。由蔵は吟味に至った過程、藤治郎が死亡までの過程、藤治郎の因果話をつづっている。牢内での暴力については、出牢から死亡するまでの短期間に藤治郎から聞き出していることから、由蔵のジャーナリズムがうかがえる。また積極的とはいえないが、古本を商っていたことがうかがえる記述である。彼の情報収集に関しては別稿に譲りたい。

注

1 田畑博子「藤岡屋日記の中の琉球」『沖縄文化研究』

二四 二四一〜二八六頁 一九九八年三月 法政大学沖

縄研究所紀要)では、『日記』の記述から、当時の人々

の琉球に対する意識を検討。北原糸子『地震の社会史』

一八九〜二二二頁(二〇〇〇年八月 講談社学術文庫

株式会社講談社)では『日記』の別冊「安政大地震」の

記述を、宮崎成身の「視聽草」、斎藤月岑の「武江地動

之記」と比較検討。吉原健一郎「近世都市と情報」『講

座・日本の封建都市』第二巻 昭和五八年五月)では文

久三〜四年の尊攘派志士に関する情報を検討。

2 『日本都市生活資料集成』二 三都篇Ⅱ 一八頁

一九七七年一〇月 学習研究社

安政(一八五四―一五九)以降は、安政大地震の記述

を除いて別冊の形をとることはない。二ヶ月で一冊

がやがて一ヶ月で一冊というように量的にいちじる

しく増加し、膨大な分量となるが、ペリー来航まで

にみられた市井の記述は著しく減少する。記述の大

半は幕府の諸国への令達、城中における人事をはじめ

諸侯の上書や願書、届書といったぐいの記述とな

は捜すのが困難となってくるほど少量となる。

- 3 高部淑子「日本近世史研究における情報」『歴史評論』六三〇号 三二頁 二〇〇二年)
- 4 『日記』第一〇巻 九頁
- 5 『日記』第一〇巻 六九頁
- 6 『日記』第一〇巻 一九三頁
- 7 「屈」と記されているものは比較的『日記』初期に多いように思われる。
- 8 『日記』第九巻 五二七頁
- 9 『日記』第一巻 一〇頁
- 10 『日記』第九巻 五六二頁
- 11 『日記』第二巻 二六五頁
- 12 『日記』第二巻 六四頁
- 13 『日記』第一巻 四五五頁
- 14 『日記』第二巻 二〇一頁
- 15 『日記』第一巻 三四九頁
- 16 『日記』第二巻 二五五頁
- 17 刊本の巻と、それらに収録される由蔵が編纂した巻は区別がつきにくいいため、由蔵の編纂による巻は「」でくくることをお断りしておく。
- 18 『日記』第一巻 三〇五五頁
- 19 『日記』第一巻 四一八〜四七四頁
- 20 『日記』第二巻 二四三〜三〇五頁
- 21 『日記』第九巻 四五三〜六〇四頁、第一〇巻 三〜一九九頁
- 22 ○は「日付や事項ごと」に冒頭に付してあるもの、ミシンケイは「文書類が、並列記載され、別文章であるかどうか、判別しにくい場合」に付けられているものである。(「例言」一頁『近世庶民生活史料藤岡屋日記』第一〜一五巻)また、これらが付される基準は校訂者により異なる。
- 23 『日記』第一巻 四一八頁
- 24 『日記』第一巻 四三三頁
- 25 天保元年に取り調べ、二年に判決といった風に年をまたいで記述されているものもあった。
- 26 因幡国鳥取藩九代藩主。九月一六日付の記述は一代家斉の娘泰姫が誠之助との縁組みを申し付けられる『日記』第一巻 四六八頁)。一月一日付けの記述は二件ある。ひとつは元服し、従四位下に任ぜられ、因幡守斉訓と号すと記されている。もうひとつは五節句・八朔の礼は白書院、月次の礼は黒書院で申し上げるよう申渡されている(『日記』第一巻 四七三頁)。

27 おかげ参りに関する記述は「火事」一件「法令・屈等」

二件、「市井」一件である。

「火事」の一件は、伊勢神宮で火災が起きた関連として、おかげ参りの様子が記されている。

○ 伊勢内宮御境内荒祭宮始メ末社残らず火上也、御本宮ハ残る也。

三月、伊勢太神宮江諸国方御影参り出候也、道中群集致スなり、尤畿内・近江・美濃・尾張・三河・遠江別而多し、故二色〱の旅行有之。『日記』第一卷四一八頁

「法令・屈等」の二件の記述と「市井」の一件は連続した記述であるが、「法令・屈等」の二件は一つの記述なのではないかと思われる。

○ 文政十三庚寅

閏三月中伊勢御影参之記

当閏三月中、伊勢参り之者共、宮川渡船いたし候人数惣高。

一 式百廿八万人余、但日数三十日、平均一日ニ付七万六千人。

右参詣之人数ニ而品々遣払申候代金凡積り、左之通。

…(以下略、参詣の人数と使われた銭の量が記され

る)

○ 寅四月十四日、高木幸治郎持参書面の人数を以、

別紙大坂板之振合積り出来候様、肥後守殿御好之由同人申聞、即日写留書状并板行写、同人江九郎太郎より返飾マデ。

以切紙致啓上候、薄暑御座候所各様弥御安全被成御勤珍重奉存候、然者此節当地両宮江御影参と唱、諸国方参詣夥敷、当閏三月中参宮人凡式百式拾八万人ニも及候段、宮川船渡し懸り之者方申出、…(以下略)『日記』第一卷四二九〜四三一頁

傍線部の高木持参の書面というのは、その前に記されているおかげ参り参加人数を指しているとおもわれる。今回は二件とカウントしたが、本来は一件である可能性が高く、この校訂には疑問がある。また「法令・屈等」の二件目内には昔の伊勢参りで起こった神力の話が記されており、これは一件とカウントした。

28 「江戸の大火一覽」『国史大辞典』第二卷 三二八〜

三三〇頁 吉川弘文館 一九八〇年七月)

29 『日記』第二卷 三〇一頁

30 『日記』第二卷 二七九頁

- 31 『日記』第二卷 二八三頁
- 32 『日記』第二卷 二八五頁
- 33 『日記』第二卷 二八八頁
- 34 『日記』第二卷 二四四頁
- 35 『日記』第二卷 二四五頁
- 36 『日記』第二卷 二四九頁
- 37 前年の天保一二年も一年分をまとめて記すほか、逐一記されており、後述する第一段階から第二段階への移行の問題とも合わせて検討する必要がある。
- 38 『統徳川実紀』第五一卷第四篇（吉川弘文館一九六七年一月）
- 39 前掲『統徳川実紀』第五一卷第四篇 二頁
- 40 『日記』第九卷 四六二頁
- 41 『日記』第九卷 五八三頁、『実紀』は前掲『統徳川実紀』第五一卷第四篇 七六〇七七頁
- 42 前掲『統徳川実紀』第五一卷第四篇 七七頁
- 43 前掲『統徳川実紀』第五一卷第四篇 七六頁
- 44 前掲「江戸の大火一覽」
- 45 初見は弘化二年。老舗の「亀屋」、「鴻池」が退くなか、表通りに出た嬉しさを表現していると考えられる記述（『日記』第二卷 五五〇頁）、二番目は嘉永二年八月で由蔵が当時の將軍家慶と同じ五七歳の寛政五（一七九三）年の生まれであることがわかる記述である（『日記』第三卷 五二四頁）。三番目は安政二年一〇月二日におこった安政地震の際の記述で、由蔵の住まい、その周辺についてうかがうことができる（『日記』第一五卷 五三六頁）。最後は文久元年六月二〇日の記述である。「芸園通家」三世相時に合性」という番付が売り出された際、「遅道」、「だん坊」、「黄雲」、「夢由」が由蔵に歌を送ったようである（『日記』第一〇卷 一五頁）。またこの頃、由蔵は「御成道古本翁、こたび三世相の一人と撰まれ称せし」と記されるほど著名人であった。二番目の歳を推測すると、弘化二年が五三歳、安政二年が六三歳、文久元年が六九歳となる。
- 46 飯島半十郎「天言筆記緒言」一二七頁（『新燕石十種』第一卷 大正一六年一月 国書刊行会）
- 47 前掲「天言筆記緒言」一二七頁
- 48 菊池貴一郎『江戸府内絵本風俗往来』五頁（一九〇五年一二月 東陽堂支店）

- 49 前掲「天言筆記緒言」一二七頁
- 50 高田保『高田保著作集』第四卷 四六頁（一九五二年
一月 創元社）
- 51 『日記』第二卷 七八〜一五四頁
- 52 『日記』第三卷 二九七〜五七二頁
- 53 「日記」にも以下と同様の記述があった。
○ 十月三日
寿明君御方、今日御広鋪江御着興。
（『日記』第三卷 四一五頁）
- 54 御成道江三人の見世出し、何れも裏店横丁_ろ出て出世
也、紙屋徳八ハ唐人館横丁_ろ出、三河屋喜左衛門ハ山城
屋又三郎裏_ろ出、本屋由蔵ハ市野屋市三郎裏_ろ出ル也
（傍線部論者『日記』第二卷 五五〇頁）
- 55 前掲『高田保著作集』第四卷 四六頁。なお、典拠はわ
かっていない。
- 56 『日記』第三卷 二〇六〜二〇七頁

二〇一〇年度

考古・日本史学専攻 研究室便り

〇フレッシュマンキャンプ

平成二十一年四月四日（日）・五日（月）の一泊二日の日程で、「秩父ミューズパーク スポーツの森」（埼玉県秩父市）において、新入生ガイダンス（履修指導）を中心とする学外研修を実施した。四日一二時に西武秩父駅に集合。午後から夕食後まで、専攻専任教員七名（佐々・保坂・須田・戸田・勝田・玉木・秋山）と指導学生（四年生）十名による、科目登録等の履修に関わる実地指導をおこなった。翌六日は、親睦を深めるためにドッジボール大会をおこなう予定であったが雨天のため中止。引き続き科目登録や大学生活のためのガイダンスを行った。昼食後、西武秩父駅で解散した。

〇三年生学外研修旅行

六月一日（火）から三日（木）にかけて、太宰府・大分方面にて研修旅行をおこなった。専攻専任教員八名（須田・戸田・秋山・阿部・保坂・佐々・勝田・玉木）と苦毛地職員が引率した。一日午前六時五十分羽田空港に集合し、飛行機で博多空港に向けて出発。博多空港から貸し切りバス二台に乗り込み、大宰府政庁跡などを見学後、国土館大学太宰府キャンパスにおいて昼食。その後、同キャンパスにて、九州国立博物館の三輪嘉六館長による講演「新しい博物館像をめざして」がおこなわれた。バスにて近接する九州国立博物館へと移動して館内を見学し、夕方に宿舍まで移動した。宿舍では、夕食後に卒業論文執筆に向けた指導を実施した。

二日（水）は午前八時半に貸し切りバスで宿舍を出発し、中津・宇佐方面を見学して別府に宿泊。宿舍では各ゼミごと卒業論文のための個別指導を行った。

三日（木）は午前八時半に貸し切りバスで宿舍を出発し、吉野ヶ里遺跡などを見学した後、福岡空港へと向かい空路

で羽田へ帰着。夕方、羽田空港にて解散した。

○日本史講演会

六月二十五日（金）に考古・日本史学専攻および国士館大学日本史学会の主催する日本史講演会を、多目的ホールで実施した。早稲田大学講師の佐藤能丸氏から「吉田東伍の歴史学」と題した講演がおこなわれた。講演に先立ち、本専攻の卒業生で国士館大学大学院人文科学系研究科人文科学専攻博士課程一年の大庭祐介氏から研究報告「近代の政党認識―自由民権運動から政党政治へ―」がおこなわれた。

○考古学実習

夏期実習（八月七日～九月五日）は栃木県那珂川町において発掘調査および出土品整理。指導には須田教授・大門職員らがあたった。

○史料学実習（九月二・三・四日）

集中実習を三四号館二〇七教室でおこなった。指導には

佐々博雄・保坂智両教授があたった。

○教員異動

非常勤講師の新任：清水恵美子

○訃報

二〇一〇年一月一八日に、元国士館大学文学部長で本専攻元教授の奥野中彦先生が逝去されました。享年八〇歳。謹んでご冥福をお祈りいたします。なお、『国士館史学』九号に、奥野先生の略歴および業績一覧が掲載されています。

卒業論文題目一覧

◎二〇一〇年度（副題は省略）

- 山岸 幸平 松岡洋右の外交
- 伊藤 正昭 松谷誠と日本陸軍の終戦工作
- 河内 祐樹 土方歳三と函館戦争
- 安土 綾香 源義経の語られかた
- 太田 真弓 長州ファイブ
- 田村 元彦 自由民権運動と秩父事件
- 小島 無我 近世の遊郭・遊女
- 蛎久 恵 武蔵国分寺の瓦供給体制
- 吉田 貴生 藤原実遠から始まる所領関係の推移を探る
- 佐藤 哲郎 戦国期の真田氏の領国形成について
- 田中 裕己 復員をめぐる問題
- 古谷 野太 韓国併合と伊藤博文
- 制野 友衣 鎌倉幕府における非安倍氏の陰陽師について
- 常田 洋輝 発句から見る小林一茶
- 内藤 雅俊 山本五十六の戦略
- 御園生丈裕 アメリカ主導による戦後改革
- 前川 隼利 警察予備隊は再軍備か
- 中村 拓誠 積石塚と渡来人
- 滝澤 誠 常陸国風土記の建郡伝承について
- 鈴木 健太 沖繩戦
- 高橋 麻未 形象埴輪の研究
- 近藤 充 御厨地方の山野論
- 宮村 幸一 皇道派と宇都宮太郎
- 北井 通人 体当たり戦法について
- 小森 透 浦野事件について
- 渡辺 陽子 静御前像の変遷
- 染谷 雪絵 縄文時代の生と死
- 大澤 優希 中世鎌倉における放生会
- 澤田 浩樹 学徒出陣の成立と期待された役割
- 伊藤祐太郎 北部九州と畿内における鉄器に関する分析
- 力石 潤一 荘郷地頭制の平時と戦時の比較
- 今川龍之介 源実朝期における將軍と執権
- 茂木 雅人 中世鎌倉の都市計画

小澤 敏幸 戦前期教育における教育勅語の影響

栗林由布子 近代における新潟港の変遷と役割

成田 直義 執権政治における評定衆の変化

井上 雄貴 今日の皇室祭祀の起源

鈴木 麻世 初代歌川豊国における似絵の考察

清澤 広毅 篤姫とその周辺

久住 剛範 武州世直し一揆とその後の対応

石井 裕輔 常陸国における寺院制度

石井 康貴 鎌倉幕府の御家人安達一族

関口 郷士 越後国の成立と国分寺の所在

菅野 純 『老人必要養草』にみる食事観

小林 翔大 大正・昭和初期の婦人参政権運動

鈴木 彩耶 勝海舟

岩原成次郎 鎌倉幕府成立期における源頼朝と千葉氏の関

係

長瀧 豊和 新聞記事から見る自由民権運動

村岡 友恵 日英同盟とその効果

北島 和紀 「犯科帳」にみる犯罪

金子 桂祐 推定東山道の再考察

渡部 里菜 山県有朋勢力の終焉

高世ゆかり 大正から昭和期にかけてのスポーツの役割と

目的について

荘司 豊 歴代諸宮と天皇の関わり

安齋 貴子 村落寺院の広がりの特徴

原澤 文彰 野田醬油の流通

田代 真生 吉田松陰

鈴木 涼子 参勤交代の実態

捧 翔大 埼玉県の近代教育改革

篠塚 翔 広田遺跡の特徴

若林 佳菜 西南戦争時の陸奥宗光

原 千秋 昭和陸軍指導者と作戦

山口 恵 聖徳太子と憲法十七条

大槻 千紘 佐賀の乱と江藤新平

山崎さと子 鬼道と卑弥呼について

高瀬 友里 後水尾天皇の紫衣事件にみる朝幕関係

杉山 貴文 国府論

堀田菜摘子 金沢窯跡の須恵器

浅利 春樹 聖徳太子の仏教信仰理由

須田枝里子 東京奠都と京都

松浦 温子 動物考古学

菊地 貴也 鎌倉幕府における梶原景時と北条氏の関係

古河 拓也 大嘗祭と新嘗祭の違い

樋渡 功 近畿の方形周溝墓制における地域性

内田 圭輔 勝海舟

伊藤 真悟 直江兼続

安藤佳菜子 新渡戸稲造と武士道

高尾 尚貴 キリシタンになった被虜人

宇津木 峻 川越城将大道寺氏の権限について

富永 雄太 坂本龍馬

澤畑 北斗 養田胸喜と原理日本社

執筆者紹介

○勝田政治

国士館大学文学部史学地理学科考古・日本史学専攻教授

○鈴木紀子

国士館大学大学院人文科学研究科人文科学専攻博士課程

○堀内暢行

国士館大学大学院人文科学研究科人文科学専攻博士課程

○藤岡志保

国士館大学文学部考古・日本史学専攻卒業

国士館大学日本史学会会則

- 第一条 本会は国士館大学日本史学会と称する。
- 第二条 本会は事務局を国士館大学文学部考古・日本史学研究室内に置く。
- 第三条 本会は歴史学を研究し、その啓発と普及に努めるところを目的とする。
- 第四条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - 一 研究会・講演会の開催。
 - 二 機関誌の発行。
 - 三 その他必要な事業。
- 第五条 本会の会員は左記の通りとする。
 - 一 国士館大学文学部考古・日本史学専攻専任教員。
 - 二 国士館大学文学部考古・日本史学専攻の学生。
 - 三 国士館大学大学院人文科学研究科人文科学専攻日本史コース学生。
 - 四 国士館大学文学部国史学、考古・日本史学専攻の卒業生及び考古・日本史学専攻の非常勤講師で入会を希望する者。
 - 五 その他入会を希望して委員会の承認を得た者。
- 第六条 本会に左記の役員を置く。
 - 一 委員若干名（うち一名を代表委員とする）。
 - 二 監査二名
- 第七条 本会の役員の任期は一年とする。

第八条 本会の経費は会費・助成金・寄付金その他をもってあてる。

第九条 本会の会計年度は四月一日に始まり翌年の三月三十一日をもって終わる。

付則

- 一 本会則は委員の三分の一以上の賛成をもって変更することができる。
- 二 細則は別に定める。
- 三 本会則は平成五年四月一日から実施する。
- 四 平成十六年四月一日改正。

国士館史学 第十五号

編集兼発行人 国士館大学日本史学会
二〇一一年三月三十一日発行
代表 保坂智
発行所 千一五四―八五一五
東京都世田谷区世田谷四―二八―一
国士館大学日本史学会
印刷所 千九七〇―八〇二四
福島県いわき市平北白土字西ノ内一三
尚平電子印刷所

Kokushikan-Shigaku

No. 15 (March 2011)

Articles

The Political Change of Debate on the Expedition to Korea

and Ohkubo Toshimichi

KATSUTA Masaharu

Fostering of the Japanese Army's Medical Department with a Focus on
Nursing soldiers and institutionalization of the One-Year-volunteer

Exemption

SUZUKI Noriko

Research Notes

The Logic behind "KOKUMIN-GAIKOU" in 1920th.

HORIUCHI Nobuyuki

A study on "FUJIOKAYA NIKKI" —this note's variety—

FUJIOKA Shiho

Report

Substance of graduation theses

KOKUSHIKAN-DAIGAKU-SHIGAKU-KAI

4-28-1 SETAGAYA, SETAGAYA-KU

TOKYO 154-8515, JAPAN